

平成26年第2回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 平成26年6月11日（水曜）

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午前10時 宣告

1. 応招議員

1番 榎本 真弓	2番 森本 信明	3番 小宮山正儀
4番 土屋 春江	5番 西藤 努	6番 田中 三江
7番 橋本 昭	8番 山浦 妙子	9番 箕輪 修二
10番 宮下 典幸	11番 小池美佐江	12番 滝沢寿美雄

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 小宮山和幸	副町長 森澤光則	教育長 塩沢勝巳
総務課長 笹井恒翁	町づくり推進課長 青井義和	
産業振興室長 中村茂弘	町民課長 羽場幸春	
農林課長 小平春幸	建設課長 武重栄吉	観光課長 今井一行
教育次長 宮坂 晃	会計室長 市川清子	
たてしな保育園園長 中谷秀美	総務課長補佐 遠山一郎	

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 長坂徳三	書記 伊藤百合子
-------------	----------

散会 午後4時10分

議長（滝沢寿美雄君） おはようございます。これから、本日、6月11日の会議を開きます。

報告します。市川会計管理者より、所用による早退届が出ています。

また、本日、会議において、蓼科ケーブルビジョンの議場固定カメラからの取材撮影と信濃毎日新聞の取材をそれぞれ許可してあります。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

◎日程第1 一般質問

議長（滝沢寿美雄君） 日程第1 一般質問を行います。

本定例会には、7人の議員から一般質問の通告が出されています。質問は通告順に行いますが、本日は通告順5番まで行います。

最初に、6番、田中三江君の発言を許します。

件名は 1. 立科町農業振興ビジョンについてです。

質問席から願います。

〈6番 田中 三江君 登壇〉

6番（田中三江君） おはようございます。6番、田中三江です。

通告に従い、立科町農業振興ビジョンについて質問をいたします。

我が国の農業を取り巻く状況は、安倍首相によるTPP参加宣言もあり、当町の農業への影響がどのくらいあるのか、予想もつかないような状況です。畜産業の皆さんは、餌代の高騰に悩まされ、特に養豚業は廃業に追い込まれる皆さんもおられるのが実情です。

立科町の農業の未来を予想するときに、私たちは何を目標にすればよいのか、わからなくなってきております。

かつて、国の農政事業は、猫の目農業、補助金漬け農業などと言われた時代もあり、国中が振り回されていたと記憶しております。

近年、町全体の人口減少、農業従事者の高齢化を迎え、今後どのように農地を荒廃化させない施策を打ち立てていくのか。水稻は、5年後には生産調整の縛りがなくなり、農業者みずからが個人で判断しての作付となることが予想されます。そのときに農業の一つの転換期を迎えると考えられます。また、年金支給年齢も上がってまいります。定年延長も予想されますので、そのときは就農を目指す皆さんにも多くを期待できない状況となるのではと心配です。

幸い当町では、この春、暮らし続けることができる農村づくりに向けてと、将来の目指すべき姿、具体的な数値目標を立て、実現させるための施策を総合的に、また計画的に策定され、立科町の農業の振興を図る目的で、立科町農業振興ビジョンが発表

されました。数年先の目標がはっきりと示されたことは、農家にとって大変ありがたいことでもあります。

今回のビジョンを人口規模や現時点の経営の実情及び住民の声から、どのように実現されるのかという見地から質問をいたします。

今年度から6年をかけての計画であるということですが、ビジョン作成に当たり、どのようなことを重点に町民の声をお聞きし、それを反映させたのでしょうか。また、人・農地プランのアンケート結果の検討にあわせ、当町が抱える抜本的な課題を考慮しての今回のビジョンと思われませんが、背景についてと作成に当たっての町長のお考えをお伺いいたします。

議長（滝沢寿美雄君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。小宮山町長、登壇の上、願います。

〈町長 小宮山 和幸君 登壇〉

町長（小宮山和幸君） おはようございます。

それでは、お答えをいたします。

昨年度、「暮らし続けることができる農業・農村づくり」ということに向けまして、町の魅力が生きた農業・農村とするための立科町農業振興ビジョンを策定いたしました。

ビジョン策定の詳細につきましては、担当課長から説明をさせますけれども、私からは、町としての考え方と、そのビジョンの意図とするところについてご説明を申し上げたいと思います。

農業振興にかかわらず、行政が実施する施策には、住民の意思決定に基づく方針に従いまして、コンセンサスが得られた目標に向かって計画的に確実に実施していくことが求められているわけであります。

昨今は、国の農業政策が大きな節目を迎えていることは、議員の皆様は十分認識されておられると思いますが、これまで国の方針に従えば、地域農業に対する支援が得られてきておりましたけれども、今、国は地方分権を積極的に推進をし、地方に自立を求めています。国の方針の変更を考慮いたしますと、中山間地域である我が立科町は、今後、国の支援策のメリットを十分に享受し続けることができるかと言えば、言いがたいでしょう。

そのため、これからの立科町の農業は、活用できる国の支援策を受けながら、町としての利点を町民みずからが認識をして、利点を大幅、最大限に活かしていかなければ、他地域に対する優位性のみならず、まず何より農業者を初めとして、町民の皆様が自信と誇りを持った農業振興に取り組むことができないのではないのでしょうか。

当町の利点を認識して、町民の多くが農業に希望を抱ける町として、農業を活気のあるものにしていくために、農家・農業関係者・町民等一丸となって農業振興に向け

た取り組みを推進する必要があるわけであります。その際、目指すべき方向を示したものが、今回の「立科町農業振興ビジョン」でございます。

国の政策が大きく方向転換したこのタイミングで、住民の意見を反映をさせたこの農業振興ビジョンを策定できたことは、町にとって意義のあることではないかと考えております。

計画の初年度であることしから、このビジョンに記載されました「町の魅力が活かした農業・農村づくり」という目標に向かって、町民の皆様と協議をいたしながら施策を展開してまいりたいと考えておりますので、ご理解あるいはまたご協力をお願いしたいと思います。

策定の経過ほか、その他につきましては、詳細について担当課長からお答えをさせていただきます。

議長（滝沢寿美雄君） 小平農林課長。

農林課長（小平春幸君） おはようございます。

それでは、ビジョン策定の策定経過について、私のほうからご説明をさせていただきますきたいと思います。

このビジョンは、本年度から平成31年度までの6年間の計画を盛り込んであるものでございます。ビジョンの策定に当たり、町民の声をどのように聞いて反映させたのかとのご質問ですが、まず策定するに当たりまして、農業委員会、JA、生産者、関係団体の皆さんによる策定委員会を組織いたしました。

また、長野県の農政課の職員や農業会議で派遣をしている農業コンサルタントの皆さんにもオブザーバーとして参加をいただきまして、ご提言をいただいたところであります。

また、町の認定農業者の皆さんにも、オブザーバーとして参加いただけるよう体制を整えたところであり、策定委員会は合計4回開催をしたところであります。

次に、策定委員会の中にブランド部会、農地集積担い手部会、水稻部会、果樹部会、野菜部会、畜産部会の6つの専門部会を設置をいたしました。それぞれ3回の会議を開催をしたところであります。

その中では、それぞれの分野でグループディスカッションを行いました。現状の共有、課題の洗い出し、解決策の方向についてコンセンサスを得まして、ビジョンの中にあります第2章、立科町農業・農村の現状と課題としてまとめたところであります。

その後、素案の原案の時点で、議会の皆さんを初めまして、関係団体の会議等に担当課の職員が出席をいたしまして説明をいたしました。その中で意見収集を行ってきたところであります。

次に、素案がまとまった時点でパブリックコメントを実施いたしました。その実施にあわせまして集落説明会を開催をするとともに、素案及びパブリックコメントの募集について説明を行ったところであります。

そこから出た意見の反映についてですが、意見が出たところで策定委員会にお諮りして、意見や提案の内容に応じて、修正や追加等、対応を検討し、意見や提案の全てを資料としてビジョンに掲載をしました。

また、それに対する町の考えについては、ホームページに掲載をする、また農林課の窓口で閲覧可能という形に対応させていただきました。

関係団体への説明とヒアリングの際もご説明させていただきましたので、議員の皆さんを初め、策定の経過等もご理解はされているのではないかと考えておりますが、平成24年度に実施をいたしました人・農地プランのアンケート結果だけを使用して策定したものではなく、当町を取り巻く現状や生産者、関係団体の皆さんの意見をもとに作成してきたものでありますので、ご理解をお願いいたします。

議長（滝沢寿美雄君） 6番、田中三江君。

6番（田中三江君） 今回、農業振興ビジョンが作成されて、その関係団体の皆さんのヒアリングやパブリックコメントというものを今、ホームページ等に掲載されているという課長からの説明がありました。確かにそのとおりで、その中にありましたご意見の中から、私は今回質問をさせていただきます。

まず、女性の活動について意見が多くありましたので、お伺いいたします。

1つは、集落のつながりが薄くなっている今、昔のような女性の働きができるものかとありました。一人一人は前向きなのに残念、役場でまとめ役をとりました。

もう1点、女性農業団体、食生活改善推進員、食育ボランティアなど、女性が活躍しているグループの皆さんの交流する機会、場所がほしいともありました。

今、町は、各女性団体に自立を呼びかけて、みずからかわりを少なくしているように私には見えます。女性の皆さん、自立せえと言われますと、どなたでもできる力はあると思いますけれども、行政で何か行うとき、また地域のつながりが欲しいとき、かわりを断ってしますと、いろいろお願いできなくなるのではないのでしょうか。この意見の女性のように、前向きなのに残念となります。

そこで、農林課長にお伺いいたします。

食育推進協議会を設置し、地産地消に向けた活動を推進するとありますが、食生活改善推進員を主として、ほかの団体へも働きかけをしていくのでしょうか。確かに食育、食の教育、これは女性の視点が重要でございます。

2として、女性農業団体の活動推進とありますが、この団体を設置するのでしょうか。

3として、地産地消を大きくうたっておりますが、どのような皆さんの団体でしょうか。

4として、女性の起業活動を支援とありましたけれども、どのように進めるのでしょうか。事業推進のスケジュールも、ブランド構築の実施は、本年度計画・立案、農産物加工施設の建設・運用も本年度に内容の検討となっておりますので、詳しくお話

をお聞きしたいと思います。

議長（滝沢寿美雄君） 小平農林課長。

農林課長（小平春幸君） 最初に、女性団体の活動支援についてであります。

そうしたご意見がありました。既に議員の皆さんにはご理解をいただいているかと思いますが、決して町は各団体に対してかかわりを少なくしていることはございませんが、今、集落、つまりコミュニティのつながりが弱まっているようには思っておりません。

今回の農業振興ビジョンの策定は、そうした背景もあり、まとめられております。先ほどもお答えしましたが、意見が出たところで策定委員会にお諮りして、意見や提案の内容に応じて、修正や追加等を検討してきたところであり、全ての意見を取り入れて反映してあるものでないことだけのご理解をいただきたいと思っております。

農村振興には、農地の保全に関する取り組み以外に、農村に眠る価値を掘り起こして発信していく取り組みがあり、その取り組みの推進には、町に住む女性の力が大いに期待されるところであります。

そのため、ビジョンにおいては、女性団体の取り組みや活動を支援すると記載をしております。以前から関係部署と連携しながら取り組んでいるところであります。

特に第4章、ビジョンの具体的事業と達成指標の、町の資源を活用する農村振興の仕組みづくりに関する具体的事業の項目の中で、女性農業者団体の活動推進という項目で、食育の教育や起業活動を支援する。地産地消に向けた活動を推進するというところでうたっております。そういった中で大いに女性の活動を支援、促していくこととなっております。

食育の関する協議会については、現在、設立に向けまして、町民課を中心に、関係する農林課、教育委員会、保健所により協議が始められたところであります。今後、活動についても検討がされていくところであります。

また、女性農業団体の活動推進については、新たに設立することではなく、既存の団体の活動を支援をしていくといった考えをしております。

地産地消のご質問ですが、ビジョンに掲載してあるとおり、食生活改善推進員や食育のボランティア等の団体の活動を期待をしているところであります。

女性団体の起業支援については、みずから6次産業化等、起業する団体が出てきた場合は、積極的に支援をしていく考え方であります。

次に、加工施設建設・運用であります。今年度、町では6次産業化に関係するそれぞれの団体からなる協議会を立ち上げまして、長期的なブランドづくり及び新商品についての企画・立案・工程表の作成を行うこととしております。協議会の立ち上げに当たりまして、町民の皆様は町としての姿勢を示すために、先ほど講演会を実施したところであります。

協議会の委員につきましては、現在、調整中でありまして、適材適所という形で人選

をしていく予定でありますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

6次産業化の推進は、農家のみならず、2次、3次産業に携わる方々の雇用にもかかわる裾野の広いものとなります。しっかりと町民の皆さんの意見を伺いながら実施していきたいと考えております。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） 6番、田中三江君。

6番（田中三江君） 女性団体についての町長のお考えをお聞きしたいんですが、時間的にちょっと、余りましたらお聞きしたいと思ひます。

女性団体の活動、地域活性化のためにも重要なことと思ひます。上手に使っていただくことがとても大切ではないかと思ひます。

人口規模からしましても、幾つもの団体を組織することがよいか、提言のある方は実行もできる方ですから、コンパクトにして、行政と女性の行動がより身近い間で行われることを希望いたします。

次に、集落営農について町長にお伺ひいたします。

人・農地プランの意向調査では、55%を占める稲作に関して、これからは農業者個人が国の情報を見ながら判断していかなければならなくなる中、今後の地域営農を支えていくのに関し、集落営農の組織化も打ち出されております。

また、スケジュールでは、27年にモデル地区設定とありますが、町行政においての集落営農の組織化について、組織の育成と具体的なお考えをお聞かせください。

また、耕作放棄地対策も重要な課題となっております。町としてのお考えをお伺ひいたします。

議長（滝沢寿美雄君） 小平農林課長。

農林課長（小平春幸君） 集落営農についてですけれども、今後とも農業の担い手、特に稲作の関係ですけれども、担い手が減少していくと予想される中、部分的なモデルケースであっても、集落営農型農業に移行していく時期が来ているのではないだろうかという意見がありました。

今後の集落の農業の担い手として、集落営農組織が耕作者のいなくなる農地の受け皿になる可能性は大きいことと認識をしています。そのため、町では、営農を継続させる集落づくりを行うため、集落営農組織を検討をしていくという形で書いてあります。検討を進めていく中で、先行して取り組んでいる集落をモデル地区として選定をし、その取り組み事例を他の集落へ紹介するといった支援や、各集落における課題の随時共有をするといった支援を実施していく予定であります。

そんなことから、集落営農の推進については、第3章、今後の担い手の確保と総合的な支援の実施に記載をしてあるところであります。

しかし、集落営農、理想ではあります。現実的には難しいことは重々承知はしておりますが、そのようなものをまとめていかないと、今後の立科町の担い手の状況から

難しくなってくるのではないかなと、そんなふうに考えております。

それと、続きまして、耕作放棄地の関係ですが、耕作放棄地については、以前から課題としてあります。立科町でも、今後、耕作放棄地を解消するための事業、今、国の交付金も利用しながら荒廃地を復旧している農家の方もいらっしゃいますし、町の単独事業もありますので、そういった制度を利用していただきながら、積極的に解消していただきたいと、そんなふうに思っております。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） 6番、田中三江君。

6番（田中三江君） 課長にお伺いたします。

今のお話で、現在、集落営農組織はございますでしょうか。あるとしたら、何個ございますでしょうか。

議長（滝沢寿美雄君） 小平農林課長。

農林課長（小平春幸君） 集落営農組織として、町として今、確認しているところは、これが本来の集落営農としての活動がされてるかというのはちょっと別問題としまして、集落営農として捉えているのは、日向の営農組合、あと蓼科山麓営農組合といった2つの組合を確認をしておるところです。

議長（滝沢寿美雄君） 6番、田中三江君。

6番（田中三江君） 集落営農というのは、つくっていくということはとても大変ということは、私も自分のいる部落においても、もう何十年というか、西塩沢は機械利用組合というような形で集落営農にしてはどうかというような検討をずっとしているんですけども、なかなかそこが踏み切れないところです。

ですので、簡単に集落営農と言いましても、なかなか、この日向にしる蓼科にしる、蓼科の、そうですよね、水稻の関係で、これは機械で植えているだけという形のところもあるような形もしますし。だから、果たして集落営農と言えるかどうかということも、少し私としては懸念するところであります。

時間が追っておりますので、次に、町のワインの里構想について課長にお伺いたします。

平成24年に作付されたワインブドウのうち、茂田井地区のブドウは生育もよく、昨年、2年目でワインの試飲会が行われたほどですが、蓼科地区は標高が高く、温度差もあり、生育もおくれているかと思えます。生育状況と見通しをお伺いたします。

また、昨年作付されました茂田井、宇山、蟹原地区、この地区は順調でございましょうか。農業は自然との戦いでございますので、収穫してみるまではわからないと言われるかもしれませんが、現時点ではいかがでしょうか。

また、続けてお伺いたします。農業振興公社に、町はワインブドウの試験栽培振興のため助成金を支出しておりますが、この事業はいつになると助成をしなくてもよく、自立ができる振興公社になる予定でしょうか。町に根づくためには、収益が上

ることが重要なことと思います。

そこで、この次、6点も農林課長にお伺いいたします。多くなりますけど、一気に質問させていただきます。

1として、当初の予定どおり、荒廃地対策として行っていく場合に、ワインブドウ栽培農家の所得はどのくらい見込んでいるのでしょうか。植樹して5年くらいのに、今の試験地の面積95アールばかりですか、このワインはどのくらい取れるものなんでしょうか。市販されている瓶では何本くらいできる予定かということをお伺いしたいと思います。そして、それを幾らぐらいの価格を見込んでいるのでしょうか。

ワインブドウ栽培は、立科町の新たな農業、生活していかれる試算が取れる農業の一つになるのでしょうか。それは何年後を見込んでおられますでしょうか。

5として、ワインブドウ栽培農家は、新たに移住された方もおられますが、立科町の住民からの希望者はございますでしょうか。

もう1点、6点目は、町長にお伺いいたします。

長野県は、信州ワインバレー構想を策定し、県内に千曲川、日本アルプス、桔梗ヶ原、天竜ですか、この4つワインバレーがありますけれども、当町、千曲ワインバレーを視野に入れて連携を図っていく予定なののでしょうか。実際に隣の自治体、東御市とか上田市、かなり全国レベルで事業を進める旨、報道をされている中で、二番煎じと思えるそのあたりのお考えも、あわせてお伺いいたします。

議長（滝沢寿美雄君） 小平農林課長。

農林課長（小平春幸君） まず最初に、ワインの所得はとのご質問であります。

ワインの所得については、まだたてしな屋の試験栽培の中ではもちろん検証もしてございませんので、詳細についてはわかりませんが、長野県で示されている経営指標というのがあります。ブドウが収穫されるまでは、少なくとも3年から5年はかかりまして、安定的な収量を得るとするのは7年かかるそうです。

ですので、そこまで行かないと、なかなかした数字はつかめないんですけども、県で示されている農作物の経営指標によりますと、投資する苗、いわゆる棚、トレイですと、減価償却する形で想定を280アール、2町8反の中で、収穫量を10アール当たり1,500キロ、平均単価280円という条件で試算をしてあります。この収穫量や平均単価というのは、畑ごとに全て違いまして、いろんな情報を調べてみても、まちまちでございます。

ですので、この県の栽培指標を用いさせていただきますと、そうすると、減価償却、苗も棚も減価償却をするという形になりますと、農業所得は10アール当たり13万円というものになっています。

ちなみに、リンゴのふじを比較をしてみます。リンゴのふじについても、同じ試算の中で、これは面積も多少違いますけれども、やりますと、ふじの場合は17万6,000円といった農業取得が出てきております。

しかし、この中で労働費については、ふじの場合は260時間、10アール当たり、醸造用ブドウについては131時間といった指標が示されておりますので、労働力は少なくて済むというような形でこれが見受けられると思います。

あとブドウの単価ですけれども、生産物については、先ほど280円という単価をこの中で申し上げましたが、ワイナリー等に確認してみますと、生産物の品質によって大きく変動をしているようです。低いものは250円、高いものになりますと500円といった形での取引がされているようです。

あとワインは何本できるのかといったご質問ですが、あくまでも想定ですけれども、1カ所当たり平均20アールから25アールの圃場であります。ワイナリーから教示いただいた数字ですと、1圃場当たり900本から1,200本、ちょっと幅が大きいですがけれども、そのくらいではないかと聞いております。

販売価格についても、これもピンからキリまでありまして、安いものは1,500円から、高いもので5,000円、6,000円を超えるものと。これも収穫量に応じて変わってくるんだそうです。ですので、一概に幾らというお示しはできないことだけのご理解いただきたいと思います。

それと、ワインの担い手という形で、現在、東京のほうからお一人、立科のほうにきていただきまして、荒廃地を復旧しながら、ことしの春、苗木を植えて、現在頑張っている方がいらっしゃいます。立科町では希望者がいたかというところですが、現在のところ、そういった方は申し出はありません。

以上です。（（初めのほうの質問、生育状況等の話です）の声あり）

済みません、生育状況ですが、先日も農業振興公社の職員と町長と現地を視察をしてまいりました。試験圃場については3年目ですので、既に生育は順調であります。

しかしながら、ワイン用ブドウというのは、生育が順調といいますか、進んでいるからといって順調ではないということのようです。小さく小さく育てていって、余り大きくしないで育てるとというのが本来のつくり方だそうです。いわゆる肥やしといいますか、肥料を余りくれないほうが。だから、前作が何かつくってあったものの後につくると、その養分が残っているので、大きくなり過ぎてしまうといった懸念がありますが、ワイン用ブドウはもう小さく小さく育てるといったようなことが本来の栽培の方法だそうです。

ですが、3圃場とも順調に推移をしていると。この春にワイナリーの方も見にきていただきましたが、今のところ順調であると。若干病害虫防除ですとか、そういった形での取り組みが必要であるという指摘は受けてあるところでは。

以上です。（（一番お聞きしたいのは、蓼科地区です。蓼科地区の生育）の声あり）

蓼科地区については、これも3年目ではありますが、やはり寒さが強いということで、茂田井の地区との圃場との違いは明らかであります。ですので、ことしも生育は確認

をしながら、肥培管理をしていくということではありますが、やはり凍害に弱い品種です。冬の間はわらを巻いたり、土の中に埋め込んだりといった作業もして苦労はしていますが、なかなかそこまで、順調というところまで行っていない。あくまでも試験栽培ということで推移を現在見守っているところでもあります。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） 町長、いいですか、最後。（（今のその蓼科地区をちょっと済ませてから）の声あり）小宮山町長。

町長（小宮山和幸君） それでは、私のほうからは、ワインバレーの構想についての考え方を少しお話ししておきたいと思います。

今、長野県あるいは各いろんな地区でワインバレー構想と称しまして、一つの自治体以外のところも含めてワインバレーという大きな構想を立ててるんですけども、これには非常に加盟するかどうか迷いがあります、正直なところね。立科町のように、まだスタートをして圃場の面積が非常に狭いわけです。ワイナリーを経営する、今度は栽培をやろうとしてる方がどういうお考えをお持ちかわかりませんが、ワインバレー構想と、もう一つはワイン特区というのがあるんです。ワインバレー構想もバレーも特区には違いないんですけども、比較的面積が広いんですね。千曲川のバレーだと、東御、上田、小諸、立科もという声もかけられていますし、そうですねというお返事はしてますけれども、この中で品物が共通で使いたいということなんです、大きなバレー構想はね。

ただ、特区になりますと、立科でとりますと、立科の生産量ということなんです。ですから、取れたブドウの流通を考えると、大きな特区のほうが有利かもしれませんし、特色のあるワイナリーをつくっていくということであれば、その大きなバレーに飲み込まれるよりも特区のほうがいいだろうということで、考え方とすれば、一つは千曲川バレーの一番近いところにかかわり合いしながら、改めてこちらの立科もワイン特区を取得していくということのほうがいいのかというふうに思っているところがあります。

いずれにいたしましても、それは産地化にならないといけないんです。その現在産地化になるかどうかは今の試験圃場であったり、3地区あるいは蓼科地区に試験的に植えてるものがどれだけの評価あるいは結果が得られるかによりまして、また大きな新たな展開の道が出てくるのかなというふうに思っております。

素人が始めたものですから、今、ワイナリーの皆さんにいろんなことを教えていただきながら、この立科のワイナリーが本当に市場性の高いものが取れるのかどうか、これを今探っております。現在のところは、比較のお褒めの言葉のようなものも聞こえておりますけれども、まだまだ木が若いということで、本当の評価はいただけない状態です。数年たったところで、また方向性を出して、本当にいいということであれば、町がリンゴに次ぐ果樹地帯として大きな推進をしていきたいと、そんなふうに考

えています。

議長（滝沢寿美雄君） 6番、田中三江君。質問数が多いようでしたら、分けてください。

6番（田中三江君） 今の課長の、蓼科地区のブドウの生育状況、もうちょっと詳しくお聞きしたいです。大変というだけのことで、ちょっとはっきりしたお返事がないから、もう少し詳しくお願いします。

議長（滝沢寿美雄君） 小平農林課長。

農林課長（小平春幸君） 蓼科牧場の地区には、現在、9種類で196本植栽をしてあるところ
です。山ブドウの交配種であったり、山ブドウの自生種といったものも作付をして
ありますので、標高が高いということで山ブドウでどうかなということでもってはあ
ります。

しかし、1,500メートル近いところでのそういった栽培は余りないと、聞いたこと
がないというふうに言われておりますので、現在のところはまだ順調ではないとい
いますか、寒さによりまして、里と比べるとそれほど成長はしていないといったところ
だと思います。

議長（滝沢寿美雄君） 6番、田中三江君。

6番（田中三江君） 1,500メートルのところではワインブドウをつくるという、その町長の思
いがあったものですから、詳しくお聞きしているのは、この生育状況、蓼科地区のこ
こをメインにできるのかどうかということが知りたいわけなんです。

ですので、どのくらい植えて、どのくらいだめになって、これで順調に行くんか
なという、そういうところを一番お聞きしたくて、先ほどから伺っております。

議長（滝沢寿美雄君） 小宮山町長。

町長（小宮山和幸君） 今、議員さんおっしゃいますようにね、1,500メートルのところでは
ワインのブドウをつくった実績は全国にないそうですので、立科町がやってることは、
冒険も冒険、すごい冒険ですね。

ただ、この夢は見なくちゃいけないものだと思ってるんです。今、蓼科牧場の経営
そのものが非常に厳しい状況にあるわけです。牧場の草原をつくって、草原で牛や馬
を放牧するだけの、なかなか経営ちゅうのは厳しいわけで、次は何をしなきゃいけ
ないというのを何か考えていかなきゃいけないって、その中に立科町の自生の山ブドウ
が随分ありますので、恐らく何かここら辺のところから何かのヒントがあるのじゃな
いかということで、世界中から寒さに強い品種のものを試験的にやらせていただい
てます。

ここでもし仮に、仮にです、本当にわずかではあってもブドウが栽培できて、ワイ
ンの醸造になるぐらいの収穫量が得られるとすれば、日本一高い標高から取れたワイ
ンだというふうに自慢はできるかなと思って、品種の数は多いです、面積も小さい
ですけれども、試験的なことはさせていただいております。結果はその後でございま
す。

議長（滝沢寿美雄君） 6番、田中三江君。

6番（田中三江君） 町長の話で、結果はまだということですかね。1,500メートルで夢を持ったんなら、そこを何とかしていこうという意気込みでやっていらっしゃるかと思えますので、なるべくできるような状態をつくっていただければと思います。塩川のあるこのメルシャンのマリコヴィンヤードですか、あそこは面積をふやして、ものすごく、将来的には80トンも取れるように目指したいというようなお話もありますので、立科も夢を持ったんなら、もっと大きく、きちんと生育できるような状態をつくっていかれるようお願いをしたいと思います。

次の質問に入ります。先日、6次産業キックオフ講演会が開催されました。このことは、小宮山町長が農業政策に前向きになられたのかなと感じております。

そこで町長にお伺いいたします。6次産業と言っても、立科町で何をどのくらい加工し、新たな作物は何を推奨するのか、お伺いいたします。

また、講演会、農林課と産業振興室の共催でされたわけでございますけれども、具体的にこの2つの課の役割はどうなっているのか、お伺いいたします。

議長（滝沢寿美雄君） 小宮山町長。

町長（小宮山和幸君） 農業振興に力を入れているのはことしだけじゃなくて、数年前からしっかりやっております。

そこで、農業の振興をしていく上に必要なことは、もうこれは全国で言われていますけれども、6次産業化ということが言われています。早く進めているところもあれば、これからというところもいっぱいあるんですけれども、農業の未来は付加価値をつける6次産業というのが一つのキーワードのような形になっておりまして、立科町も決して6次産業がなかったわけじゃないんです。今までやって、農産物を加工している方々いらっしゃいますから、決して6次産業を立科町がおくれをとっているとは思っていませんが、ただ、行政として力を入れて支援をしていくということは、これからでございます。

これからは、そうしますと、一番私自身の目標というのは、新たな起業家を育てることが一番大切なんです。農産物の生産だけに限らず、プラスして、加工もしたり、販売もするという、2次産業と3次産業を両方これからは考えないと、農業は生き残れないということが言われてるわけですから、そこに目指した人には応援しなきゃいけない。

なおかつ、町も、そうしたことの支援をどうやってやったらいいだろうか、何をしたらいいんだろうかっていうことを見きわめなきゃいけない。一番先、今おっしゃいましたように、何を加工するのかということが非常に重要です。いい物は取れても、ちょっとしかなければ、これは6次産業にしても意味がありません。ある程度の収穫量、いわば原料があって、それが通年でいろんな確保がやれる施設があって、そし販売先が確保できているという、このルールが仕上がらないとやっぱり6次産業は難し

いでしょう。

先ごろ、行われた6次産業キックオフというのは、そういったことを認識していたで、まず一義的には、町民の皆さんの中から大いにそういう起業家を育てて、あらわれていただきたい、そのためには加工施設、そういったものについては、町ができる限りの支援をしながらやっていこうじゃないかと。

何をつくるっていうのがまた難しいんです。何を確保しながらいく、そこによってまた消費者の、第3次の皆さんの、消費者の皆さんの求めるものを探していく、それをつくるのが一番であろうというふうに、この前の講演会的时候にも先生おっしゃってましたけど、やっぱり消費をする方々のニーズがあって生産をする、加工をするということになるかなというふうに思っていますので、町の支援体制をこれから整えましょうということでございます。

あとは、担当のほうで詳しく。

議長（滝沢寿美雄君） 小平農林課長。

農林課長（小平春幸君） その中で、農林課と産業振興室の役割はということで、ご質問があったかと思えます。

農林課では、今回の農業振興ビジョンについては、進捗管理について農林課が取り組むものでありまして、しかし町の魅力が生きた農業、農村づくりに向けて取り組みを進めていくためには、農林課だけではなく関係部署、さらに関係団体や町民との連携、協働が必要であることは言うまでもありません。

今回、開催しました6次産業化のキックオフ講演会では、事業の内容を判断して産業振興室との共催とし、情報共有を図りながら開催をいたしました。

ほかの事業の推進についても、事業ごとに関係部署や関係機関との効果的な連携を模索し、情報共有を図りながら、取り組みを行っていききたいというふうに思っております。

議長（滝沢寿美雄君） 6番、田中三江君。

6番（田中三江君） 情報共有ということですが、これから、ではいろいろな事業を進めていくに当たっては、こういう農林課と産業振興室の共催というような事業を進めていく上では、多くなってくるわけなんでしょうか。

議長（滝沢寿美雄君） 中村室長。

産業振興室長（中村茂弘君） 農業振興ビジョンにおける振興室の役割というのも大事になってくると思えます。

新たな組織として、産業振興室が、議員も承知のとおり、できたわけですが、町の重要課題に対応する室として立ち上がりました。

そういう中で室としては、企業誘致とか移住交流事業など人口増につながる対策もやっております。農業振興ビジョンの中で農業機能を維持、構築する役割を明確にし、農業者の新たな挑戦の支援や他の産業との連携を生み出していくということも求めて

おります。それは先ほど言うておりますけれども、6次産業等の推進だと思います。

振興室では、農業を地域産業として捉えております。この中で、平成20年度に施行されました農商工連携促進法というのがございます。農林水産業と商工業の経営向上のために、地域の雇用、また就業機会の拡大を実現するために支援をしております。これこそ、人口増につなげる室の目的であると考えております。

農業振興ビジョンを実のあるものにしていくためにも、そして行政が縦割りをなくしまして、金融業者、商工会、農業団体との連携を図って、事業推進していくことが室の使命であると認識しております。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） 6番、田中三江君。

6番（田中三江君） 今、室長の縦割りをなくすということは、素晴らしいことだと思いますので進めていただきたいと思います。

今年度、加工場の基本計画、策定される予算が計上されておりましたけれども、それに関して4点ほど、農林課長と町長にお伺いいたします。

1点は、この基本計画に携わる方々、男女、決まっておりますら教えていただきたいと思います。そして、この加工場の担い手や建設地、誰を、そしてどこを想定されておられますでしょうか。そして、何を加工される予定でしょうか。

また、そば栽培について、昨年コンバインを購入されたわけなんですけれども、この加工施設に、そばの乾燥機や調整棟を設置していただけるのでしょうか。そばを刈り取り、投入しますと最後の製粉までされる、そういう構想でしょうか、お伺いいたします。

議長（滝沢寿美雄君） 小平農林課長。

農林課長（小平春幸君） お答えします。

先ほど、お答えをしましたがけれども、加工施設の6次産業化に係る協議会ですが、これから立ち上げを予定しております。

ですので、現在その委員については、適材適所の人選をしていく予定であります。

それに従いまして、建設地はどこ、誰がといったところですが、その協議会の中で検討をしていくものでありますし、何をというものも、そういった中で意見を集約してまとめていきたいというふうに思っています。

また、最後に、そばの乾燥調整施設、これについても加工の一つとして、この協議会の中で意見が出ると思います。町としての意見もまとめながら、調整をしていくというふうに考えておりますのでよろしく申し上げます。

議長（滝沢寿美雄君） 町長は、どの質問。

6番（田中三江君） 全体的に……。

議長（滝沢寿美雄君） 全体的にね、小宮山町長。

町長（小宮山和幸君） 6次産業の中で何を、一番は、何を加工していけば一番いいかという

のを選ぶのが一番難しいかなと思います。先ほどの課長のおっしゃいました、その人選をして、会議をする人たちもさることながら、何をやるかということです。

それから、どこでということもあるんですけども、いろんな施設の余り分散化もよろしくないし、余り近過ぎてもよろしくないしって、ここもまた難しいですが、何を一番難しいってというのは大変かという、品種、要するに何をメニューにするかというのが一番難しいと思います。

例えば、ジャムだとか、そういったものはもう既に加工している業者がいるじゃないですか。それに対して、あえて、あえて私もやりたいという人がいれば、それはそれでいいんです。

だけど、町がそれに対して加工場をつくってくれたら、ちょっとおかしくなりますからその辺のところも考えなくちゃいけない。

そうかといって、町民の皆さんが、これが欲しい、これがあれば私も6次産業をやりたいという人がいれば、これは真剣に取り組まなきゃいけないもんですから、何をというのは非常にこれから選抜しなきゃいけない。立科町の特に特産と言われるものの充実を図ることのほうが、よろしいかなというふうに思っています。

それから、おそばの加工についてですけども、これは随分前からおそばを奨励してきましたので、かなり面積はふえてきました。荒廃地対策という目的も徐々に充実してきましたから、そろそろおそばの加工はやらなきゃいけないというふうに考えておまして、やる以上は、おそばとお粉まではもっていきたいというふうに考えております。

これも議論していただくわけですけども、やっぱり6次産業の中では、最終的にはその出口がまだなかなかしっかりしないというのが現実ですので、いずれにしても施設を考えるとすれば、おそばの場合は既に生産規模が上がってきた、量が出てくる、やっぱり加工をして、これから玄そばのほかにも、粉で売るということも大切かなというふうに思っていますので、この辺のところはきっと進むのではないかなというふうに思っています。

議長（滝沢寿美雄君） 6番、田中三江君。

6番（田中三江君） おそばですけども、減反政策には適していますけれども、減反政策もしくは荒廃地の対策等には適した作物ですけども、ことしから、国からの補助を受けるには検査が必須条件となり、来年度からは3等以上ですか、にならないければ補助が受けられなくなるようです。

ですので、販売をしていくためには、町として乾燥機、それから調整ですか、そういったものをそろえて差し上げないと、個人でそろえるといいましても、なかなか大変なことですので、先ほど集落営農ですか、というお話もしていらっしやいましたので、そのような組織をつくるような形を働きかけるような形でもって行って、補助等も受けられれば、そういったような町としての、町独自でやるではとても大金

になると思いますので、そういったような方向も一緒に絡めながら、おそばのほうも製品化されるような、きちんと販売ができるような状況をつくっていただきたいと思います。

また、先ほどの初めの基本計画、女性の意見、とても必要だと思いますので、そのことも十分考えていただきたいと思います。

当町も、人口減少や高齢化が進む中、自立できる農業の推進に向け、加工施設建設は希望の持てる事業と期待をいたしております。建設コスト、その進め方を含めて、町民皆さんにわかりやすく説明をしていただきますよう要望をいたします。

最後に、5年後の農業の担い手、どのような皆さんを想定されておられますでしょうか。農村の町、立科をどのように守り、発展させていかれるのか、町長のお考えをお伺いし、私の一般質問を終わります。

済みません、時間がありましたら、町長のご説明、その後、時間がもしございましたら、町長、近ごろの新聞紙上に取り上げられております政府の規制改革会議ですか、農協、農業にかかわる議論、財政主導とも受け取れる内容でございますけれども、この議論に対する町長のお考えも、あわせてお伺いできればと思います。

議長（滝沢寿美雄君） 小宮山町長。

町長（小宮山和幸君） お答えに非常に苦しむご質問でございますけれども、5年後の農業の担い手はどういうことかというふうになりますと、はっきり言えば高齢者でしょうね、あとは女性にお願いをする。

立科町は、ほとんどが兼業農家でございますので、兼業農家がどうやって活躍できる場所をつくるかというのは、一つのキーワードなんです、どこでも。

専業農家の方は、もちろん専業で農家をやりますから、もちろんもうよろしいんですけども、期待をするのは兼業農家でお勤めをリタイアするころ、してからでなくともいいんです、そのころから計画的に考えていただくようなこと。

また、女性がある程度、子育てが少し済んで、済んでということはないですけど、しながらでもできるような形が考えられます。

あとは、もうそれこそ専業の皆さんが、グループをつくって大きな事業に展開してくる、起業化ですよ、そこら辺のところが大きな節目、分かれ目だというふうに思っています。

それから、6次産業のことでちょっとつけ加えさせていただきますけれども、町が全てやってあげますよということは、今後はないです。

あくまでも、例えば加工所ですと、そこには食品の衛生やら、管理やらそういったことがありますので、誰でも来て、私たち、私がつくりたいからつくってそれ売れるかって、そういうことじゃないんです。やっぱり加工業という考え方も捉えていただきたい。ですから、そういう話し合いも、これからはなされていくと思います。

それから、JAの改革についての感想、私が直接お答えする立場にはないんですけ

れども、新聞を見る限り大変な改革だなあというふうに思います。

強いて言うならば、本当にやる気の組合の組合長さんがいらっしゃれば、恐らくこの改革はよしと思っているでしょうし、それから逆に今までと同じことを考えているとしたら、これ大変な改革ですので、大きな機構改革が始まって、考え方の改革までしないと難しいかなと、こういうふうに思います。

いずれにしましても、JAの改革については、かなりの衝撃があると私は思っています。

議長（滝沢寿美雄君） これで、6番、田中三江君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は11時10分からです。

（午前11時00分 休憩）

（午前11時10分 再開）

議長（滝沢寿美雄君） 休憩前に戻り、議事を再開します。

次に、4番、土屋春江君の発言を許します。

件名は 1. 高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種助成制度創設を

2. 障がい者（知的、身体、精神）相談支援事業所設置についての2件で

す。

質問席から願います。

〈4番 土屋 春江君 登壇〉

4番（土屋春江君） 議長に許可をいただきましたので、一般質問をいたします。

まず初めに、「高齢者肺炎球菌ワクチン」予防接種の助成制度を創設することについての質問をいたします。

病気の多くはウイルスや細菌の感染で発症いたします。予防接種はそれらの感染症に対する免疫を獲得し、その病気にかからないようにするために行われます。

予防接種の行われる病気は、ほとんどは感染力が強く、また有効な治療方法がなかったり、死亡率が高かったり、後遺症を残す頻度が高いなど、重篤な疾患を多く含まれております。予防接種を受けることにより、それらを避けることができます。これが予防接種の意義であります。

我が国の死亡統計によりますと、高齢者肺炎はここ十数年来、死亡原因の第4位を占め続けているとのこととです。

近年、新しい抗菌剤が多く開発され、使用されるようになって、死亡原因としての肺炎は、減少するというより徐々に増加傾向にあると言われております。肺炎は高齢者がかかると重症化しやすく、大変危険な病気であるということです。

年齢死亡率を見ますと、65歳以上の高齢者がその90%を占めているという状況にな

っております。医療が発達した現在、肺炎は、特に高齢者にとっては、まだまだ非常に怖い病気であります。

「他の市町村では助成制度があるのに、立科町では助成制度がない」と町民の方に問われますけれども、そこで質問をいたします。

1つ、高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種後の医療費の費用対効果をどう考えるか。2、近隣市町村の助成状況は。3、厚生労働省は、ことし10月から肺炎球菌ワクチンを予防接種法に基づく、町が行う定期予防接種の対象に追加する方針を示しています。高齢者肺炎球菌ワクチンの予防接種の助成制度を創設することについて。4、助成制度を創設し、65歳以上に仮に接種した場合、財源はどのくらいかについて。

最初に、（1）高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種後の医療費の費用対効果をどう捉えているかについて答弁を求めます。

議長（滝沢寿美雄君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

小宮山町長、登壇の上、願います。

〈町長 小宮山 和幸君 登壇〉

町長（小宮山和幸君） それでは、お答えをいたします。

私には、ワクチン接種後の医療費の費用対効果についてのご質問ということで理解しております。

このご質問でご指摘のとおり、肺炎は高齢者の主な死亡原因となっております、肺炎のうち4分の1から3分の1は、肺炎球菌によるものと言われております。

国では、平成24年の5月の厚生労働省の予防接種部会におきまして、成人用肺炎球菌ワクチンを含めたワクチンについて、定期予防接種化の必要性が議論をされました。医学的観点から、広く接種を推進していくことが望ましいという提言でございます。

私はワクチン接種とその罹患したときの比較した場合、高齢者の肺炎の重症化の予防とともに、医療費も当然のことながら同様に低減されるものと考えております。私の考えはそのようでございます。

議長（滝沢寿美雄君） 4番、土屋春江君。

4番（土屋春江君） 4番、土屋です。

先ほど費用対効果の答弁を町長からいただきました。

予防接種をすることにより重篤化しない、そしてまた後遺症を残さない、また入院、外来の費用が削減になる、これは本当に国でもそういうふうに思っておりますし、先ほど町長が言われましたように、国での提言があった中でもそういうふうに考えられていると私は思っております。

それで、町民課長にお聞きしたいと思いますけれども、予防接種後の効果というのは、先ほど保険の負担、医療費の負担の軽減という町長からの答弁もありましたけれども、ほかにもっと私はあると思うんですけれども、その考えをちょっとお聞きし

たいと思いますけれど。

議長（滝沢寿美雄君） 羽場町民課長。

町民課長（羽場幸春君） お答えいたします。

先ほどの、当初の議員さんのご質問の中で、近隣市町村の助成状況はというような質問もございましたけれども、そちらの（発言の声あり）

議長（滝沢寿美雄君） 費用対効果。

町民課長（羽場幸春君） 費用対効果ですかね。

議長（滝沢寿美雄君） うん、そっちのほう。

町民課長（羽場幸春君） 数字的には、確かにこの段階で、まだ対象者の人数あるいはまた助成の補助金額とかいろんな部分からいたしますと、医療費等の絡みの関係については、ここで即答できる数字ではございませんけれども、確かに担当する中であっては、医療費が高齢化率とともにだんだん伸びていくというようなことの中にあっては、効果はあるものというふうに私も認識しております。

議長（滝沢寿美雄君） 4番、土屋春江君。

4番（土屋春江君） 町長と町民課長の答弁は同じでしたけれども、私、ごめんなさいね、聞くのをもうちょっとしっかり聞けばよかったんですけども、医療費の削減効果はもととあるということはわかります。

そのほかに、どういうものが町民課長として思われるのかなということ、ちょっとお聞きしたんですけども結構です。やはりそれは病気で後遺症を残さないとか、医療費の削減になるその原因というのがたくさんあるということをお答えいただければ、私はよかったかなというふうに思います。

その次の質問に入りますけれども、近隣市町村の助成状況についての答弁を求めます。

議長（滝沢寿美雄君） 羽場町民課長。

町民課長（羽場幸春君） お答えいたします。

近隣の助成状況はというご質問でございますけれども、佐久地域11市町村、そして近隣の中の東御市、上田市、長和町、茅野市ということで隣接する市町でございますけれども、15市町村のうち、この助成制度が小諸市、佐久市、川上村、南牧村、軽井沢町、長和町、茅野市の7団体にあるわけでございます。

対象者は65歳以上、70歳以上、また75歳以上と、市町村によってそれぞれ異なるわけでございますけれども、助成額も3,000円が5団体、それから4,000円が1団体、接種費用の2分の1で上限5,000円という部分も1団体あるわけでございます。

具体的に申しますと佐久市、隣の佐久市では、平成22年6月からこの制度を始めまして、対象者の要件は、70歳以上で過去5年以内に肺炎球菌ワクチンの接種をしていない方といたしまして、3,000円の助成額があるわけでございます。そんな状況でございます。

議長（滝沢寿美雄君） 4番、土屋春江君。

4番（土屋春江君） 町民課長から、近隣の市町村の助成状況を、今、答弁いただきました。

これは、佐久市さんが平成22年に始まっておるわけなんですけれども、近隣の市町村は結構助成をしているわけです。

今は任意接種、任意予防接種なんですけれども、任意予防接種の場合に医療機関によって、接種費用等の関係で、薬剤料は同じだと思いますけれども、やはり値段がまちまちであるわけです。

それで、やはり予防接種を受けるということは、先ほども言いましたように高齢者の健康の維持、それから医療費の削減というふうになるんですけれども、当町で7年前には高齢化率が28%だったような気がするんですけれども、それから7年たちまして今は32%になっているというふうに、この間の常任委員会のときに、町民課の係長が説明を受けましたけれども、本当に急行上昇しているわけです。

ですから、その前にもう少し、近隣の市長村の関係、それから町民の健康状態のそういうものを把握したときに、助成をするべきではなかったのかなというふうに私は考えるんですけれども、その点、町民課長はどういうふうに思われますか。

議長（滝沢寿美雄君） 羽場町民課長。

町民課長（羽場幸春君） お答えいたします。

高齢者の重症肺炎というものについて予防していくということは、先ほど議員さんも申されているように医療費の抑制につながったり、また高齢化がさらに進む中においては、経済的に有効な対策というふうにも考えてございますが、町がこれを確実に推進していくという事業の中では、安全性というものが第一に考えなければいけないこととございまして、またそのほかに有効性とか、あるいは効く率とか、そういう部分を見ると、対象者の選定などにも検証等が十分必要であるかなということの中で、これまでは当町とすれば慎重な対応をとってきたというようなことで、現段の中ではそんな答弁をさせていただきたいと思っております。

議長（滝沢寿美雄君） 4番、土屋春江君。

4番（土屋春江君） 今、町民課長に、助成に至らなかった経緯というものを答弁いただきました。

これは一つの例なんですけれども、8年前、波田町、8年前にインフルエンザが流行したときに、波田町は即座にその死亡者数とか入院の増を減らすために、町自体で助成を行いました。やはりそれが、やはり波田町の死亡数とか入院患者数を減らし、そして医療費を削減したという、こういう事例があります。

ですから、やはりこれからいろんなインフルエンザワクチンのA型とかいろんな型があるんですけれども、それに予防のために設置することができれば、私は幸いかなというふうに思います。

それで、次に質問に入るわけなんですけれども、今、国の動向は、先ほど私3番目の質

問になりますけれども、厚生労働省は、10月から肺炎球菌ワクチンを予防接種法に基づく、町が行う定期接種の対象に追加する方針を示していくという答申が出ました。

それに伴い、高齢者肺炎球菌ワクチンの予防接種の助成制度を、今後、町としてどういうふうにするのかをお聞きいたします。

議長（滝沢寿美雄君） 羽場町民課長。

町民課長（羽場幸春君） お答えいたします。

3番にございます10月からということで、厚生労働省の動きについてご案内ございましたけれども、この高齢者の肺炎球菌ワクチンの予防接種の助成制度というものを創設することについては、やはり国のほうも安全性とか、そういう部分を見きわめながら、今回、定期接種という方向の中で動いているということ踏まえたと、これらについても定期接種の概要といたしますれば、65歳以上の皆さん方が対象で、年1回の接種を行うというふうにされておりますけれども、その中で当面の間は国の動きといたしますれば、65歳から70歳、75歳ということで、5歳刻みの中で5年間かけて接種を行うというふうに計画を聞いてございます。

そんなことで、当町につきましてもこの動きを受けて、できる限り定期接種ということでございますので、無論、その方向に向かって進むべきというふうに考えております。

議長（滝沢寿美雄君） 4番、土屋春江君。

4番（土屋春江君） 町民課長より肺炎球菌ワクチン、国の動向で、今度は定期予防接種になった場合の町の対応についてお聞きいたしました。

それで、肺炎球菌ワクチンの効果というものは、1回打てばいいというものではなく、これは私も前勤めたところで記憶があるんですけども、2回打たないとその効果が出てこないということを聞いております。

それで、どうして2回打たなければだめなのか、1回ではだめなのか、その理由、それを聞いていられればその説明もしていただきまして、2回目の助成もその65歳、70歳、75歳という割合で出るのかと、そこもちょっとお聞きしたいと思いますけれども、ただ任意予防接種と定期予防接種とでは違ってくると思うんです。

定期予防接種になりますと、国、県、自治体の負担があつて、あと個人負担はどういうふうにするかという問題になってくると思うんですけども、その点もこれからの案としてどういうふうにお考えかをお聞きいたします。

議長（滝沢寿美雄君） 羽場町民課長。

町民課長（羽場幸春君） お答えいたします。

この成人用の肺炎球菌の関係につきましては、現在、行われております高齢者のインフルエンザと同様に、B類疾病というようなことで国のほうでは言われておられて、この関係につきましては、予防接種法の中では接種費用の一部を徴収することができるということで、高齢者のインフルエンザにつきましては、1,000円の自己負担

をいただいているというのをご承知のことですけれども、これらについてですけれども、先ほど5年経過すればというような言葉もごさいますけれども、5年経過すると2回目を接種できるということではなくして、5年以内に再接種は副反応が強いというようなことで、失明するというようなことも国の厚労省のほうからのデータの中でありまして、それにつきましては痛みとか、腫れとか、せきとかということが報告されているということでごさいますけれども、また一方、時間が経過するごとに効果の減衰は見られないという報告もあって、一概には言えない部分があるわけでごさいます。

これらについては、国の部分では2回接種の必要性あるいは有効性について、引き続きそれについての方針を出したいということで、1クール5年を検証して、方向を出していくということを考えているようでごさいます。

町といたしますれば、それを受けて検討することによって、進めていければというふうにごさいます。

議長（滝沢寿美雄君） 4番、土屋春江君。

4番（土屋春江君） 国の考え、それから自治体の考えというものがあると思うんですけれども、やはり肺炎球菌ワクチンというのは、高齢者にとってはとても怖い病気って、先ほど、私、言っているんですけれども、それから打たなかった場合にはそれ以上の重篤な病気、重篤な病気、それから後遺症とか、そういうものが残るといふふうに言われているんですけれども、これからそのところをよく踏まえていただいて、定期接種と任意接種の場合、任意接種の場合はやはり自分の任意でやるわけですから、お金がなかった場合とか、助成に応じて高齢者が考えることであって、定期接種の場合はやはり国からのそういう方向づけがあるわけですから、しっかりとその点を踏まえていただいて、どのような、これは助成というんじゃないんですね、定期予防接種にした場合は、個人負担をどのようにしていくかということを考えていただいて、多くの高齢者の方が予防接種、定期予防接種を受けるようにしていただいて、立科町の医療費、その削減に当たっていただければ、今後ありがたいなというふうにごさいます。

それで、定期予防接種になった場合に、町民にどういふふうにごさしていくのか。例えば定期と任意というのが多分わからないと思うんです。だからその場合にどういふものがどのくらい助成になる、個人負担はこうですよという、そういう考えのもとでやっていただきたいと思うんですけれども、その点お聞きしたいと思いますけど。

議長（滝沢寿美雄君） 羽場町民課長。

町民課長（羽場幸春君） お答えいたします。

定期予防接種という言葉の重みは、やはり国の方向のもとに、地方自治体がそれに基づいて進めなければならないというふうにごさいます。

そういうことからいたしますと、当然、当町に関係する対象の皆様方はもとより、

そのご家族、町民の皆様方には、しっかりとしたその動き等について周知させていただきながら、また負担金等の関係も当然出てくるわけでごさいます、それは財源的なことも関係する中で、いろんな角度から予算組み等も入る中で、できるだけ周知した中で、その接種に対応できる部分という中であっては、町民の判断を仰げる広報活動を進めてまいりたいというふうに考えております。

議長（滝沢寿美雄君） 4番、土屋春江君。

4番（土屋春江君） これからの方向性について答弁をいただきました。

それで、町民課長にまたお聞きするんですけれども、3月の予算、議会で今年度の国保会計、ほかの会計もそうですけれども、国保会計に関しては昨年の税率を改正したが、依然として厳しい財政状況になっている。保険給付費については、過去の実績からの伸び率と消費税増税分の影響を考慮しながら、5%増の歳入歳出8億5,700万円と定めたとの説明がございました。

それで、今度4番の質問になるんですけれども、こういう考え、それから今まで答弁をいただいた中で、その助成制度を創設した場合に、65歳以上の方に仮に接種した場合に、財源はどのくらいで、どのような影響があるかということをお願いいたします。

議長（滝沢寿美雄君） 羽場町民課長。

町民課長（羽場幸春君） お答えいたします。

予防接種した場合ということでございますけれども、経過措置といたしまして、65歳以上の5歳刻みを考慮いたしますと、平成26年度は590人が対象になるというふうな数字を持ってございますけれども、この予防接種には、現段の中で7,500円程度かかるというふうに見込みされておりますけれども、この自己負担金をいかにしていただくかということで、先ほどもちょっとふれさせていただきましたけれども、近隣の中では3,000円あるいは4,000円、5,000円というような数字が出てきておりますが、そこら辺の率を設定することによって、掛けることの受けられる人数、それから接種される率というものをかみ合わせないと、ちょっと計算できない部分もございまして、現段の中では幾ら、財源がどのくらいかかるということは、ちょっとお示しすることはできないわけなんですけれども、国のほうのしっかりとの方針が示された中で、それで次回の定例議会の前にいろいろと研究を重ねて、議員さんのほうにこの議会で提案させていただくような格好で、今、考えてございますけれども、そんなことで方向に基づいて進めていくということで、現段の中でお答えとさせていただきます。

議長（滝沢寿美雄君） 4番、土屋春江君。

4番（土屋春江君） 今、町民課長から前向きな検討をするという答弁もいただきました。ぜひ、国保会計削減のため、それから高齢者の方の健康増進のため、そして重篤にならないためにも、定期予防接種をぜひ実現していただければというふうに考えております。

す。

次に、2番目の質問に入ります。

知的・身体障害者の方の相談支援事業所設置についての質問をいたします。

知的・身体・精神の障害を持つその家族は、将来への不安を抱え、生活をしていると聞いております。障害の子を抱えている親にとって、我が子を残してと考えるとき、つらく、切ない心の内を話していただきます。

平成24年度、障害者自立支援法改正が行われ、平成27年3月までに在宅や入所者の相談支援計画の策定を求められています。

障害者の日常生活、社会生活を日常的に支援するために、障害者福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として作成されるものであります。

現在、当立科町には、相談支援計画を作成する事業所が1カ所しかございません。この事業所の担当者の方は、私どもの事業所だけでは、在宅障害者の人数に対して柔軟な対応が難しい状況ということをおっしゃられましたので、この点につきましてお聞きしたいと思います。

それで、在宅での障害者の相談事業所の設置、それは町が指定をするわけですが、当町では社会福祉協議会とか、いろんな事業所があると思うんですけども、そこをどう考えているのかお聞きいたします。

議長（滝沢寿美雄君） 小宮山町長、登壇の上、願います。

〈町長 小宮山 和幸君 登壇〉

町長（小宮山和幸君） お答えをいたします。

土屋議員さんご指摘のとおり、平成24年度の自立支援法改正によりまして、相談支援体制の強化が図られ、計画相談支援は指定特定相談支援事業所が行うとされております。障害者の心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向、そしてその他の事情を勘案し、サービス等の利用計画案を作成するようになっておるわけでありまして。

現在の時点で、町の対象となる方は49名と聞いております。計画を作成され、サービスを利用している方が現在27名おります。施設を利用されておまして、今後、施設側で作成をいただける方が6名、今月作成予定者が1名おります。合わせて34名でございます。

残りの15名に関しましても、今後、随時作成予定としておりますけれども、現在、在宅の方で計画を立てていただいている町内の施設は、ご指摘のとおり1カ所でございます。

ご質問にあります、在宅での障害者の相談事業所設置につきましては、制度上は行政が事業所登録することはできませんので、土屋議員さんご指摘のとおり、当町で

は社会福祉協議会において、相談員の確保に向けて、現在、準備を進めております。

また、訪問介護など、介護サービスを担っている事業所などにも、今後、協力をいただけるよう働きかけをしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（滝沢寿美雄君） 4番、土屋春江君。

4番（土屋春江君） ただいま町長から相談支援事業所設置についての答弁をいただきました。まことに前向きで言っていただいて、本当にありがたいと思います。

町民課長に聞きますけれども、先ほど町長から49名の方がいらっしゃって、あと15名の方という数字が出たわけですが、この49名の中には小学、中学、高等部に入っている人たちも入っているのか、それとも18歳以上の在宅の方なのか、そこをお聞きしたいと思いますけれども。

議長（滝沢寿美雄君） 羽場町民課長。

町民課長（羽場幸春君） お答えいたします。

この数字につきましては、現段、町内でこの支援法以降に基づく、制度の対象になれる方全員というふうに考えてございます。

議長（滝沢寿美雄君） 4番、土屋春江君。

4番（土屋春江君） そうしますと、就学している人たちの相談のところへ行く場合、これちょっと現実的になっちゃうんですけれども、その場合は、こちらの支援相談員さんと学校まで行かれるということなんです。

それとも、学校が終わって帰ってきたときに、在宅のほうへ行かれるという感じでよろしいですか。

議長（滝沢寿美雄君） 羽場町民課長。

町民課長（羽場幸春君） お答えいたします。

この方向については、ご家族から相談を受けた中で計画を立てていくということが原点でございますので、その場所等については、サービス計画を作成する事業者等が、実際に学校の様子とか、あるいは家庭の様子とかということ聞きながら、本人、ご家族に合った利用方法が、一番ベストな方向で計画されることが一番というふうに考えてございますので、その場所のみというようなことではなくして、全体にわたっての生活圈域の、生活の場の中での情報を得ながらというふうに考えております。

議長（滝沢寿美雄君） 4番、土屋春江君。

4番（土屋春江君） そうしますと、これから設置というふうになるんですけど、どちらに聞けばいいかな、町民課長でよろしいですか、これから事業所を設置するというふうに、先ほど町長からの答弁でございますけれども、来年の3月まで、末日までにその支援事業計画を提出しなければならないというふうになりますと、何月ごろに設置して、それで間に合うのか、あと15名ほどですか、そこをどういうふうにお考えでいますでしょうか。

議長（滝沢寿美雄君） 羽場町民課長。

町民課長（羽場幸春君） お答えいたします。

この15名のサービス計画作成に当たっては、内部的な資料でございますけれども、在宅で生活されておられる方が多くおいでになるということの中で、先ほど町長から申し上げましたとおり社会福祉協議会等というような、サービス計画の作成に当たっては、早い段階でその事業所の認定をとっていただきながら、それに当たっていただくということで、何月ごろまでにとすることはここではしっかりした方向の月は出せられませんけれども、いずれにしても、この調査を行う者の資格者等については、県の研修を修了された方ということになってございますので、その月日を換算しながら事業を進めていただくように、働きかけをしまいたいというふうを考えております。

議長（滝沢寿美雄君） 4番、土屋春江君。

4番（土屋春江君） 私これで終わりにいたしますけれども、やっぱり障害者の皆さん、家族の皆さん、将来を、とっても不安というのは拭い切れないというふうにおっしゃっております。

早い段階で事業所を設置していただきまして、安心のできる計画を立てていただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

議長（滝沢寿美雄君） ここで昼食のため暫時休憩とします。

都合によりまして、再開は午後1時から再開です。よろしくお願いいたします。

（午前11時47分 休憩）

（午後1時00分 再開）

議長（滝沢寿美雄君） 議事を再開します。

次に、1番、榎本真弓君の発言を許します。

件名は 1. 自主防災組織の推進、防災士育成の助成を

2. アートで町づくりプロジェクトをについての2件です。

質問席から願います。

〈1番 榎本 真弓君 登壇〉

1番（榎本真弓君） 1番、榎本です。通告に従いまして、2点の質問をいたします。

まず1点目は、自主防災組織の推進、防災士育成の助成を、についてであります。

近年、災害に備え、それぞれの地域での自主防災組織が必要であるという声が高まっています。南海トラフなど大規模な地震の発生が予想される地域住民に限らず、全国に広がっており、総務省、消防庁からは自主防災組織の手引きも発行されています。

手引きは年々改定され、自然災害の事例がふえてきております。

立科町での昨年の防災訓練では、各地区での自主防災の計画であるものと思いますが、人口減少、高齢化、消防団員の減少など、組織を立ち上げる地域の実情は地域格差が出ており、意識の違いもあり、厳しいのが実情ではないでしょうか。

一番身近な地域で、みずから防災力を高める、自助である自主防災組織を立ち上げることは重要なことと考えます。

そこで、3点の質問をいたします。

現在の災害対策の課題とは、その対応はどのように確保されているのか。2、立科町の自主防災組織の推進状況と課題は何か。3、地域防災力強化のために、自主防災組織推進に役立つ防災士育成を提案いたします。

以上、質問いたします。

議長（滝沢寿美雄君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

小宮山町長、登壇の上、願います。

〈町長 小宮山 和幸君 登壇〉

町長（小宮山和幸君） お答えをいたします。

当町の防災につきましては、立科町地域防災計画に基づきまして、災害時の災害を最小限にする減災、これを基本として人命を守ること、これを最重要視かつ経済的被害ができるだけ少なくなることを目指して進めておる状況でございます。

そんな中で、ことし2月には想定をはるかに超えました大雪に見舞われ、一時、通常の生活ができない状態となったわけであります。幸いにして、町民の皆様のご理解、ご協力によりまして、混乱も最小限で済みましたことを感謝を申し上げたいと思えます。

この大雪に対する対応の中で、対処ができた部分、行き届かなかった部分等が浮き上がってまいりました。

この地域は災害がない地域というこの意識、町民の皆さんとの協働による役割分担の必要性、自助、共助を促進するための環境整備、関係機関との連携及び情報の共有等について、さらに体制を整備していく必要があると今感じております。

そこで、質問でございますけれども、現在の災害対策の課題と対応でございますけれども、行政も含め、災害に対する認識の低さが、まず上げられると思えます。今後はいろいろな場面で啓発推進を行いまして、さらに意識を高めていくことに尽きるといふふうに思っております。

次に、町内の自主防災組織の推進、状況、課題はどのことでございますけれども、私も自主防災組織の必要性を強く感じております。

大きな災害が発生したとき、行政や消防、警察などだけで、全ての被災者を救助することは不可能であります。

また、外部からの救助、救援、援助もすぐには無理でございます。地域の力がそこで必要となってくるわけであります。それが自主防災組織であり、それが消防団なども含まれております。自助、共助の考え方のもとに、地元をよく知る地域の力は大変大きな力があります。地域で力を合わせ、災害に立ち向かうことが自分を守り、家族を守り、これが地域を守ることにつながるわけであります。

当町も、毎年、防災訓練を行っておりますけれども、昨年からは地域ごとの訓練に変更をして、一層の防災意識の高揚、醸成を図ってまいりました。昨年は多くの地区で、大勢の参加のもとで防災訓練となりまして、自主防災組織の立ち上げのきっかけのようなものができたのではないかと考えておるところであります。

今後は、さらに大きな実になる防災に対する意識が高まることを願い、推進をさらに深めてまいりたいと考えております。

次に、防災士育成の見解でございますけれども、防災士はNPO法人、日本防災士機構によりまして認定された人たちであります。減災と地域の防災力向上のために、十分な意識、知識、技能を備え、家庭、職場あるいは地域のさまざまな場所で、災害の軽減、応急対応、支援活動などに中心的な活動をしていただける人材として、期待をされているところでございます。

全国で7万8,000人余、県下では1,060人の方が取得されているとの報告でございます。榎本議員も既に取得されたとお聞きしております。今後の活躍を期待するわけですが、この育成につきましては補助金を交付して、自治体として取り組んでいくところもあるようです。

当町は、現段階では、まず地域の皆さんの防災に対する意識のさらなる高揚、啓発を重点課題として先行させて、自主防災組織の構想とあわせて、議員ご提案の防災士も研究していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（滝沢寿美雄君） 1番、榎本真弓君。

1番（榎本真弓君） 先ほど町長の答弁にございましたように、立科町の防災に対する意識の低さは、大変、私も危惧しているところです。

本当に自然災害がないということは、本当に幸せなことで、その中に生活できるということは、改めて自分たちの町がどんなにいいところかということを感じるところであります。しかし「備えあれば憂いなし」という言葉もありますように、自然災害ということはどこから襲ってくるか正直わかりません。

その中で、ふだんやっていないことというのは、決していざというときにできるわけがありません。

近隣の市町村で、自主防災に積極的に取り組んでいらっしゃる場所もありますので、そういったところも私も調べてまいりました。

そこで、消防のことで、まず総務課長にお伺いいたします。

今回の定例会で、消防団員の定員が400人から380人に変更されました。その条例が提案されているんですが、その理由をお聞かせください。

議長（滝沢寿美雄君） 笹井総務課長。

総務課長（笹井恒翁君） お答えをいたします。

400人から380人に、定員を減員するという議案を上程させていただいてございます。

この内容につきましては、現状の消防団員の人数に合わせるということが第一でございます。ここ数年間、380人前後の団員数ということで、400人はなかなか現状難しいという中で380人に、20名減員という形をとらせていただいております。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） 1番、榎本真弓君。

1番（榎本真弓君） やはり消防団の皆さんたちの団員が減ってきている、これは自然の人口減少の中で、もういたし方ないことかもしれないのですが、やはり今回、地域防災力充実強化法ということで、昨年12月に、消防団を支援するその法律が成立いたしました。

さらに、消防団の方たちには積極的に、また団員を確保するという意味でも取り組まなければいけないのですが、では防災にかかわるところは、消防団の皆さんだけに任せしてよいのかということになります。

自分たちにできることは何か、また自分たちの町、また地域、自分の身は自分で守るという自主防災という取り組みを、やはり真剣に考えるときに来ているのではないかと思います。

災害がないから何もしないではなく、いつ災害が起きても、地域の皆さんたちは自分たちで守るのが、まず第一だと思います。

そこで、自主防災の育成と支援に、もっと積極的に力を注ぐべきであると思います。

先ほど意識の低さというのも大事なことです。防災知識や情報の研修、またどういった防災用品があるとか、防災の先進地を見学するとか、非常食の食事、試食会をすとか、実際にその防災の講演会を開催するなど、やはり地域防災力につながるような、そういった取り組みを強化すべきではないでしょうか。

その点について、総務課長として、担当課としてお伺いいたします。

議長（滝沢寿美雄君） 笹井総務課長。

総務課長（笹井恒翁君） 議員さん、おっしゃられるとおりだと思います。

ただ、町内を見ましても、それぞれ地域によってかなりの差がございます。それを一律にしてやっていくというのは、なかなか難しい部分がございますので、昨年度の防災訓練等につきましても、地域の実情に合わせた中で、地域の皆さんが自主的にということで訓練のほうを実施をまいりました。

そんな中で、少しずつでもやるごとに内容が充実し、伸びていければというよう

なことで考えて実施をしております。

おっしゃられた研修、それからいろいろな体験、本当にやっていかなければいけないことであろうというふうに私も感じております。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） 1 番、榎本真弓君。

1 番（榎本真弓君） それでは、今ある自主防災の活動の中で、どういう形で自主防災組織というものがつくり上げられるようになるか、どのような支援を町としてはされていますでしょうか。

議長（滝沢寿美雄君） 笹井総務課長。

総務課長（笹井恒翁君） 自主防災組織と申しますか、昨年からはじめた防災訓練の形になりますけれども、従来はご存じのように町が主導をして、あれをやってくれ、これをやってくれというような形態をとってきたわけですが、昨年からは、地域のほうで発想していただいた中身を実践をしていただくというような形をとらせていただいております。こういうことが、みずから行動をする、考えるということでもありますので、大変いいことだなというふうに考えているところです。

本年も、平成26年度も、昨年に上乘せをしたそれぞれ地域での防災訓練ができることを、ことしも町職員が地域担当職員ということで、防災訓練等にもかかわる形になります。そんな中で担当もそんなにかわってはおりませんので、昨年のをベースに、その内容が充実できればというふうに考えているところです。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） 1 番、榎本真弓君。

1 番（榎本真弓君） 地域の防災の会議等、いろいろこれから計画もされていく中で防災組織を立ち上げていくかと思いますが、続けて総務課長にお伺いいたしますが、こちらの職員は基本的にその思いで現場に行き、こういったことの組織を立ち上げましょうという提案はできますが、現場の地域のほうでは、それぞれの役員さんは年々かわる、また消防団員もいらっしゃる地区もあれば、また消防団員さんも日ごろ仕事でいらっしゃらない、いろんな条件の中で地元の会議を持つメンバー、そのメンバーさんにはかなり限りがあるんじゃないかと思えます。

当然、相手の方にこちらから、こういう防災組織、立ち上げたほうがいいよという呼びかけをしても、地元の方たちの意識も上げなければいけない。なおかつ、もううちの地域はそんなに若い人はいないとか、またそれぞれ地域によってその考え方も格差は出てきますので、その皆さんたちとともにつくり上げていき、先ほどのように地域から持ち上げるというのはとてもいいことなんですけど、なかなかその地域から持ち上がるというところまでに持っていくことが、とても難しいんじゃないかと思えます。

今回、私、防災士の提案をするところはそういったところですが、その地域の皆さんの中から、どうやって意識を高める人をこれからつくっていくお考えか質問いたし

ます。

議長（滝沢寿美雄君） 笹井総務課長。

総務課長（笹井恒翁君） 防災組織等、地域独自で動いていく場合には、本当にリーダーになる方がいるというのは、早くできるし、うまくいくというふうに思っております。

それには、やはり意識の高揚と申しますか、大切なことだということを実感する方が多くなるとだめだと、それには町の啓発、それぞれ地域でも地域の問題点等をいつも検証できる、話し合いのできるような雰囲気づくり、大切であろうと、そこら辺の町としてはバックアップと申しますか啓発、当面は、防災というものは大事なことなんだということをおっしゃっていただけるような啓発事業等を進めていくということになろうかと思っております。

そんな中で、専門的な知識を持たれる皆さんが徐々にふえていく、これもまたそんなふう願うところでございます。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） 1番、榎本真弓君。

1番（榎本真弓君） 続けてお伺いします。

長野県内の防災士育成にかかわるもので、近隣の助成に対するその状況、お調べになっているかと思いますが、そのところをちょっと発表していただけますでしょうか。

議長（滝沢寿美雄君） 笹井総務課長。

総務課長（笹井恒翁君） 近隣自治体の助成状況というようなことでございます。

たくさん調べてあるわけではございません。箕輪町の例をとりますと、補助対象事業と申しますか、内容につきましては講座の受講料、それから試験の受験料、登録料、交通費、宿泊料、交通費、宿泊料等については実費でございますけれども、これらについて補助をするというような内容でございます。

また、防災士資格を取得するために、一律3万円を補助をするというような町村もあったかのように記憶をしております。

また、小諸市さんなんかも、早くから防災士育成に取り組んできているという状況は把握をしております。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） 1番、榎本真弓君。

1番（榎本真弓君） 今回、質問する内容のところ、防災士育成推進事業の助成のことを質問いたしますが、まず防災士というのはどういうものかというのを、先ほど町長がお話していただきました。そこにちょっと補足をさせていただきます。

防災士は、先ほどおっしゃられましたNPO法人が、日本防災士機構の所定の研修を受け、防災士資格取得試験に合格した人を認定するものであります。

この防災士を、やはり技能を高めるために、この研修を行う目的は自助、共助、協働を原則として、社会のさまざまな場で防災力を高める活動が期待され、そのための

十分な意識と一定の知識、技能を習得したことを認められた人のことと定義されているんです。

実際に、この研修を受けるに当たりましては、先ほど総務課長がおっしゃられたような研修費、受験料、研修も2日間ございますので、その日の宿泊費、研修を行われるところが東京や福岡、北海道でもありますが、そこへ行くまでの交通費、最終的にそれらの交通費や宿泊費を別にしました研修費用と受験料だけで、一応、合計6万1,000円余りの費用がかかります。

実際に防災士の認定を受けるに当たりまして、消防署が主催しました救命救急講習の修了書を取得し、それを提示しなければなりません。育成推進事業として、本来その6万1,000円余りを意識の高い町民がみずから払い、またみずからその研修日の2日間の宿泊と東京までの、今、一番、佐久から近いのは東京ですが、そこまでの交通費と合わせましても、食事等も含めましてもおよそ8万円、また休んだりする日数等も、大変、本人負担が大きくなるのではないかと思います。

先ほど消防団員の減少という問題もあり、自主防災組織の推進ということもあわせてますと、防災意識の高い方をいかにその地域にふやしていくか、当然いろんな研修を講演会やビデオとか物を見たとしても、実際にその研修を受けるほどのやはり充実したものはないかと思います。

今回、私もこれを提案するに当たって、自分自身もその取得をしたのは、何が大変で、何がいいかということを知るために自分でその研修を受けましたが、やはり立科町の意識の中に、そのリーダー的な存在になれるかもしれない人を、いかにふやしていくかということがとても大事なことだと思います。

そこで、この研修費、受験料などの約8万円から9万円ぐらいかかるかもしれない、この費用に対して、ぜひとも町として助成をしていただき、その助成をすることは、防災に特化した人をふやしていくという取り組みになりますので、ご本人の意識を外側から支援するよりも、ご本人みずからがその研修を受けることで、自動的に意識が上がるということは決して無駄な費用ではなく、むしろ積極的に用意していかなければいけない費用ではないかと思います。

町長にお伺いいたします。これから立科町で自主防災組織を立ち上げるに当たって、この防災士育成にかかわる費用の助成をぜひとも提案いたしますが、どのようにお考えでしょうか。

議長（滝沢寿美雄君） 小宮山町長。

町長（小宮山和幸君） 先ほど箕輪町さんとか、小諸市さんの先進地のお話をされました。こは、私の知る限りでは、豊島区さんなんかと同じようにセーフコミュニティと言っていましたかね、そうした事業が国、世界の中の認定を受けているところです。大概そういうところが積極的に安全な市や町をつくっていこうということで、大きな取り組みというものがあるんですね。

確かに、箕輪町行っても天竜川のすぐ横ですから、大変、防災意識の強いところですね。それから、小諸市さんなんかは火山があったり、それから急傾斜な場所が多かったり、大変、私どもから見ると想像もつかないような、安全に対するものがあるんだなあというふうに私も感じております。

そうは申しまして、幾ら安全な立科町でも備えは必要だということも認識をしておりますので、先ほどから申し上げておりますように、できることなら早い時期に、自主防災組織の立ち上げということが大きな目標になろうかと思うんです。

そうした大きな目標を捉えた上で、防災士あるいは専門の知識を持つ人たちの養成をしていくというのは、正しい方向だというふうに思ってるんですが、ただ防災士は養成をたくさんしました、だけどその受け皿になる防災の地域に対する組織的な盛り上がりや欠けたら、やっぱりこれもだめなんです。

両方が相まって並行していかなきゃいけないということがあると思うんです。幸いにも立科町の場合は、昨年の防災訓練で、地域の皆さんが大変大きな盛り上がりを見せていただいて、町営のといいますか、町が企画する防災訓練ですと大体400人前後ぐらいの動員って言っちゃおかしいんですけど、参加がないんですが、今回の場合は1,000何百人というような大きな動きのようなものがありました。

でも、それはよく見ると、地域の区長さんであったり、部落長であったり、消防団であったり、民生児童委員の皆さん方だったり、要するにその地域の中で何が大変、防災に対してとか、訓練に対して必要なのかという、まず会議を開いてもらったということですね。

今まではそういう会議というのはなくて、町がこういう防災訓練をいつ、いっかにやるので、こういう計画にのって、おたくの部落から何人ぐらい出動できますかとか、そんなような訓練だったようです。

確かに、私もそれだと、町の職員が防災の訓練をしているのと同じことなので、そうではなくて本当に実際に必要な防災、減災ですとか、防災っていっても災害を起こさないほうではなくて、減災をしたり、救助をしたり、対応をしっかりするということがおのずと必要な状態になるわけです。

そうしたときに、何がこの地域に必要なことなのか、対策として、それを昨年は話し合ってもらったのが大きいと思います。

特に、民生児童委員の皆さんを中心に、要援護者の皆さんのリストアップをした、まず人を守ろうということですね。こここのところから私どもスタートしましたので、先ほどの箕輪町さんや小諸市さんみたいに、災害の多い場所というのとはちょっと違いますけれども、起きたときにはどう対応するかという部分から始まるとすれば、先ほどの会議を何度も開いていただいて、その中で出てきたものを集約しながら組織をつくっていく。

組織もいろんな地域に実情がございます。大きな集落もあれば、ちょっと厳しいと

ころもあってそれをやってやるのか。小さきや小さいなりにやればいいのか、大きいところは大きく充実させたほうがいいのか、また統合させたほうがいいのかという、その議論もしなきゃいけません。

まず、その枠のようなものから話し合われていくのがいいのかなと、そういうことを繰り返して意識を高め、並行してやっぱり防災士のようなものは、やっぱり養成していくというふうに私は考えていきたいというふうに思っております。

議長（滝沢寿美雄君） 1番、榎本真弓君。

1番（榎本真弓君） 私も町長のおっしゃられるように、自主防災組織とこういったキーマンになるような、防災士の意識向上みたいなキーマンになるような方を育てることというのは、両方がやはり取り組んでいかなきゃいけないことと思います。

基本的に防災士というものは、本当に事前のレポートも出したりとか、それだけに集中して勉強しましても、基本、その試験を終わってしまうと忘れてしまうということも多々あるので、また防災士の人たちとともに自主防災をされる地域の方と一緒に話を盛り上げていく。

区長さん、また公民館長さん、また民生さん、皆さん、それぞれ役どころで、正直その役に回ってきたときには、その会議にも来ていただくかもしれませんが、やはり防災にかかわる特化された方を、その地域、その地域に常に置いていただいて、その人たちとともに回っていくような形の仕組みづくりをするのが、一番ベターじゃないかなと思っています。

防災士育成推進事業というものは、これから本当に真剣に考えていただかなければいけないものだと思いますが、町長のお考えの中では、立科町の安心と安全というのはどういう町を想定されているんですか。

基本、その組織をつくるということだけで、これが安心安全にはなりませんよね。やはりふだんから意識をした地域コミュニケーションをとっていなければ、本当に防災だけに特化していくことは難しいと思うんです。

だから、ふだんのおつき合いがとても大事と私は思っているんですが、安心安全の町という定義は、どういうそのところの裏づけがあるのかなというところを、ちょっとお気持ちをお聞かせ願えないでしょうか。

議長（滝沢寿美雄君） 小宮山町長。

町長（小宮山和幸君） いつもの挨拶に、どこの挨拶でも、安全な安心な町っていうのはあるんですよ。

確かに、それが一番いいんですけども、じゃあ、それを一つずつ今議員さんのように何ですか、何ですかって答えたら、全てですよ、それは。全てが満足するものでなかったら、安心もなければ安全もないわけです。

でも、そのことに対して続けて、継続して努力をしていられるかどうか、突然に、今、防災組織って言われますと、みんな身構えちゃってなかなかだめなんです。

昨年ごろからですか、自主防災組織というのを部落長さんや区長さんたちの会合の中で発言するようにしてきました。でも、でも、それでも何やるんだって話だけですよ、それは何だって話です。

もっと簡単に言うなら、継続性の話をするなら、その地区の区長さんや部落長さんたちは、かつて消防団を経験してきている人たちばかりです。ですから、そういった意味の消防団の延長のような継続性はこの地域にあるんです、既に。だけど、改めて防災組織って言われると、何をしましょうっていうことになるんです。

私は、そのところに実は目をつけておまして、消防団の経験者というのは非常に有効なんです。消防団の若い人たちほど現場の即戦力のような、現場に即した力は出せないけれども、あの場所でこういうことになればどうだ、こういうことが考えられはしないかという知恵はあるはずです。

そこから地域防災組織の、何かヒントがあるのではないかなというふうに思っています。ここの部分のところが盛り上がってくれば、おのずとやっぱり専門的なことが必要になってきますので、それは地域担当の職員であったり、それから地域の中にそういった熱意のある若者やそういう方に、また取得していただくようなこともとても必要だなと思うんです。

それでも、その方もやがて年もとりますから、新たな人たちも養成しなきゃいけない、続けていくことですよね、安心安全って。

ということですから、私とすれば今はしっかり啓蒙して、早い段階で組織の方向性を見出せるような形づくりや、そのために防災訓練等はなおのこと地域に根差した充実したものにして、前を向いていきたいというふうに思っております。

議長（滝沢寿美雄君） 1番、榎本真弓君。

1番（榎本真弓君） 立科町の自主防災組織整備事業補助金交付要綱というのを見ました。これは立科町の中で防災活動を行って、それにあわせる交付というのがあるんですが、ここに対象事業はユニフォームが載っています。このユニフォームに対する補助率が2分の1以内ということになっていきます。

正直、防災活動にユニフォームは必要かもしれませんが、防災意識を高めることに對する補助ということを考えると、私はユニフォームよりも、意識を高めることに對する補助のほうがとても重要かと思います。

これから、その意識を高めるのは、先ほどの経験値の高い過去の消防団員さんもあるかもしれませんが、消防団を終わった今、また改めて防災のことについて特化して勉強するという、正直、私ぐらいの高齢、本当に現場リタイアされた方たちはとても熱心に勉強される、またその意識も高い方たちが大変多いかと思います。

消防団員の防災士もあります。そういった区長さんの経験者の防災士もあります。その方たちが学びやすい環境をつくってあげるのが町の姿勢だと思います。

あわせて、そのところを本当に防災、ただ訓練だけをするのではなくて、意識高揚、

意識を本当に高めるための土台をつくるということで、これは、本当、研究、検討でよくやらないという話は聞きますが、これは本当に真剣に考えていただいて、毎年毎年その予算を組んで、その中で10人、20人という年々にふえていけば、10年たったら100人、200人という防災士の意識の高い方たちがふえるわけですので、長い取り組みの中での一歩と考えていただいて、本当に具体的な計画を立てていただきたいと思います。

一番、先ほどセーフコミュニティということで、特別特化したということでおっしゃられてはいるんですが、実は佐久市の意見交換会で、町長も行かれた知事との市町村長の中で、柳田小諸市長のほうからお話がされています。

基本、これをちょっと読ませていただきますが、「小諸はWHOのセーフコミュニティの資格を取得いたしまして、これは資格をとればそれで事済めるということではなく、毎年毎年、安全安心の仕組みをどんどん工夫して、より安全、より安心にという形で育てていかなければならないわけでございます」というふうにあります。

このWHOのセーフコミュニティには、もちろん自然災害というのがありますが、この中には自殺防止とか、やはり地域での防犯のこととか、いろいろ今、一番、詐欺の電話とか、そういったことも全て組み込まれて、安心安全を市として取り組んでいくという、それに対して積極的にやりますということで資格をとられた。

また、それが認定されたということだと思うんですが、立科町でも決してそのWHOのこれをとらずとも、毎年毎年、安心安全をいかに積み上げていくかというのは、防災訓練をやっているだけで安心ではないと思います。

ですので、その意識の高い人を自然に育てていくようなこの仕組に対して、しつこいようですが本当に真剣に検討していただきたいと思います。

最初の質問をちょっとまとめますが、災害対策基本法の第5条で、市長村の責務で、「市町村長は前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団、その他の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共団体、そのほかの防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない」とあります。

また、第8条には、自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境の整備、それから過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援、そのほか国民の自発的な防災活動の促進に関する事項等々あります。

本当にこの対策基本法にも載っていますように、市町村のやらなければいけない責任というのは非常に大きいものですので、本当にその組織づくりをすることに特化したものをこれから進めていただきたいと思います。

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、死者または負傷者、その皆さんたち、またそれと自力で脱出された方は8割という、自力で脱出できない人を救助したのは、その地元の人だという数字がしっかり出ております。

お互いがお互いのことを気にかけるという見守りも、防災士を育成することによって自主防災組織の中で自然に育っていきますので、これはもうただただそういう仕組みづくりだけすれば、自然に町民のほうから沸き上がっていくと思いますが、そうは思われませんか、もう一度ちょっと町長にお伺いいたします。

議長（滝沢寿美雄君） 小宮山町長。

町長（小宮山和幸君） 思いは全く同じでございますけれども、実は今、こうずうっと今までのことを思い出しますと、こうした自主防災組織のようなものを、つくりにくくしていった要素というのが実はあるんですよ。

今回も皆さん、お気づきの、昨年の防災訓練でもお気づきだと思うんですけども、昨年は非常に民生児童委員の方々が活躍してくれました。

でも、そこに至るまで、プライバシー保護というのは物すごいはらんでいたものがあるんです。見守りとか、個人情報を出さない、出してはいけないというのがありまして、実はこの防災に対して、国がようやく有事の際にはそんなことを言わなくてもいいって言うてくれたんです。

このことが大きいんです。今まではどんな計画を立てても、この区長さんがあの家のことを知ってちゃいけねえことになってるんです。

でも、そんなこと言ってらんないじゃないですか。それが今回の訓練の大きな動きなんです。よその町村の場合はちょっと詳しいことわかりませんが、私たちがそういうことを、例えば見守りに行きましょう、連絡をとりましょうと言っても、本人の同意のないことに何でするんですか、また何で私のこと、そんなこと知ってるんですかとか、そういうことになってしまって、どうしてもこの会議が立ち上がらなかった。

でも、東日本の大震災からこっち、意識がずっと変わりました。国もそうしたプライバシーの保護と言いながらも、人命にかかわることについてはそれは言わないよ、そういう方向に大きな転換がされましたので、ここが、こうした動きが各地で始まると思うんです。

私たちの町も、昨年からこんなことしてきますから、ある部落ではもう既に少しずつ動きが出てきて、一生懸命始めているところもあるんです。ただ、そうは言っても、それが自主防災組織とっていいかという、そうでもないんです、まだ。でも、盛り上がり来ています。これからもどんどん後押ししながら、町は推進していきたいと思えます。

議長（滝沢寿美雄君） 1番、榎本真弓君。

1番（榎本真弓君） 私自身も積極的に、またその地域に戻って、また取り組んでいきたいとつくづく思うところです。現場のいろんな悩みも、また、感じます。ただ、防災というのをひとつにまとめると、逆に俺たちは要らないよって言われる方に対する意識の高揚というのは、これから進めていかなければいけないことだと思います。

逆に防災がとても楽しくなるようなことを紹介させていただきます。

総務省で防災まちづくり大賞というタイトルで募集をされています。これは地域の幅広い皆さん、視点の中から、アイデアや工夫など、また、ハード面、ソフト面で防災に対する取り組みの募集を総務省でされているものです。年に1回、毎年9月が締め切りですので、積極的にその防災組織にかかわってされている地域には、こういった総務省の大賞もあるということで、逆に楽しい防災活動ができるような提案を町のほうから、また、していただくと、ただ単に防災だけで大変だ、苦労だ、と終わるのではないかなと思いますので、その辺もちょっとどこかに心にとめていただければありがたいです。

では、次の2点目の質問をいたします。2点目は、アートで町づくりプロジェクトをの提案であります。立科の個性や地域資源を生かして町づくりを進める中で、アートを取り入れた新たな創造を生み出し、活性させる提案をいたします。

アートを取り入れた町づくりは、全国的にも取り組み事例が多々ありますが、アートと言いましても、物や形のある作品ばかりをいうものではありません。立科町は国定公園があり、湧水が湧きだし、数々の歴史もあります。すばらしい自然は穏やかな農村風景、緑は鮮やかに輝き、山桜やコブシが季節になると咲き誇る、風景街道のような見事な道もあります。それ自体を生かして調和をし、より美しく見せる方法を私はアートと思っています。一言でいうならアートとは感動を与える、感動や、より大きな印象を残せるものと思っています。

今回、議員が読みます地方議会人5月号にアートを生かした町づくりが特集になっています。たまたまそれが5月号に載ったわけですが、決してアートが町づくりに、これは特化して多分特集になるぐらいですから、全国的に積極的にまたされているんだと思います。文化、自然の中にアートを取り入れる、アートで町づくり、世代を超えたプロジェクトの提案に町長のご見解を伺います。

議長（滝沢寿美雄君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。小宮山町長、登壇の上、願います。

町長（小宮山和幸君） お答えいたします。立科町の個性や地域資源を生かしてアートでの町づくりプロジェクトという提案です。

今、議員さんがお話しになりましたように、現在、全国各地においてそれぞれ地域の個性あるいは独自の地域資源を生かして、これを主体的に地域の活性化施策がさまざまな形で講じられているように感じます。その一つがアートでの町づくりと言われているのも事実です。実際、地域の自然や文化の中にアートを取り入れることで特別な空間エリアをつくり出して、そのアートを生み出す人をまた地域に招き入れる、新たな価値を創造することなど、今までおおよそ考えもつかなかったような、地域を活性化させる取り組みが各地で始まっているようであります。どんな町づくりにおいても、地域住民の積極的な参加が不可欠なんでありますけれども、この協働の取り組みをな

くしてこのアートの町づくりもなし得ないわけです。そういった意味では町づくりは大体根底は似ています。

今、少子高齢化に伴います高齢化率の上昇、人口減少の進行、また今言われております地域コミュニティの機能の低下などがあります。また、町を代表いたしますこの町の農業と観光を中心とした産業振興など、町の課題は山積しているわけでありませうけれども、それらを含めてこれをアートとして活動拠点の提供、創作活動や作品の展示、それらを通じた地域住民との交流やかかわりあいがこの町づくりに必要なのだらうというふうに思うんです。都市と農村の景観を生かしながらアートイベントなんていうのもいいかもしれません。

ご提案のアートでの町づくりプロジェクトについては、さまざまな大変多くの仕掛け方というのがあるんだらうと思うんです。私自身、まだまだ大変勉強不足でございますので、まずは学習からしなければいけないのかなというふうに感じたところでございます。

議長（滝沢寿美雄君） 1番、榎本真弓君。

1番（榎本真弓君） 私自身、陶芸をやっておりますので、アートというものがどこかほかにあるものではない。また、今回、アートというのがいかに関域に対して明るいものをもたらすかというのを改めて知りました。ふだん行政がつくられる建物はデザインに特化しているわけです。デザインとアートの違いというのを今回調べましたけれども、デザインというのはそのものの形態の機能美というか、機能とか生産工程などを考えて構成することというふうに定義されておりましたけれども、デザインはあくまでも建物をつくるときのいろんなしかけになるわけですが、アートというのはそのものを置いたときに、その回りの景観と一緒にでき上がっていく空間になってくるんです。先ほど町長が言われたように空間です。当然、町づくりをしていく中で、一つ一つの空間を大事にしていくと、その空間が点から線になり、面になりということで、いろんな形で空間を大事にしていくと町全体にきれいな、また、きれいということを一言でいうよりも感動を与える場所ができてくると感じます。

それで町づくり推進課長にお伺いいたします。町づくりの中で、どこかにアート感を取り入れた、やはりこれからの計画の中で、その場にいることによって感動を与えていくような空間を大事にしながら町づくりを取り組んでいくという、その思いというのか、その辺の感覚がおわかりになるかなと思うんですが、何か私とても抽象的な形で言っているんですが、わかりますか。わからないですかね。

議長（滝沢寿美雄君） 青井町づくり推進課長。

町づくり推進課長（青井義和君） 私もそういった芸術的な感性がどうかというようなこともあるかというふうには思います。今、議員さんおっしゃられましたけれども、そういったアート感を持った、そういった空間といいますか、そういったものについて、私自身の感性を問われてしまうのかもしれませんが、現在、立科町の中でそうい

った自然の風景、また田舎らしい山村の風景というような形の中で農ん喜村の上の交流館からの浅間山の風景というものが、県の中で農村にふさわしい風景というふうなことで紹介はされております。

それが、またかえって芸術的なものかどうかということには結びつくか、つかないかというのは、また、その感性の問題になるかもしれませんが、いろんなそれぞれ人々が持っている、そういった感性、そういったものが合致しないと、こういった事業というものもなかなか難しいのかなというような感じを覚えております。

議長（滝沢寿美雄君） 1番、榎本真弓君。

1番（榎本真弓君） そこで町長にお願いいたします。町長はいろんなところでいろんな方に出会われます。また、今回ワインに関しては高野豊さんというソムリエの方にお会いしました。地元の間人だけで考えていると、自分の町のよさというのはなかなかわかりません。普通何かことを起こすにはよそ者、若者、若者といわれているように外から来た人がそこにかかると非常に活性化されてきます。

で、町長にお願いするのは、町長がいろんな方にお会いする中で、多分、アンテナを張っていただければ、そういうアーティストの方と出会えることがあるかもしれません。そうなったときに立科町で、また、プロジェクトを立ち上げるときにそういう特化された方たちとのご縁をぜひ結んでいただきたいと思います。

当然、行政マンの課長はなかなかそれを具体的に、感性の問題ですので私のほうの質問が大変失礼な質問をしてしまいましたが、やはりそういう人材と一緒にまた町づくりのプロジェクトの中に組んでいくということは、とても、また課長は課長の持ち前の仕事も、また、プロの仕事がありますので、そこにそういう方たちとの出会いを組み、また地元の本当に立科高校の生徒さんとか、またほかの学生さんとかを組み入れたプロジェクトを立ち上げて、町全体を本当に鳥瞰図のような全体を見ながら感動を与えるような町づくりに取り組んでいただきたいと思います。

その人との出会いの縁結びというのはいかがでしょうか。お伺いいたします。

議長（滝沢寿美雄君） 小宮山町長。

町長（小宮山和幸君） 私も年がら年中、人と会っていますからいろんな方とお会いします。芸術家もいますし、今の芸能人なんかもありますし、いることはいるんですけども、どうもそれが私の一貫性のないアート感覚なんのでしょうか、なかなか結びつかないんですが。

ただ、言えることは、先ほどの高野さんのお話もされましたけれども、外の方からのヒントというのは大きいです。そのことがもしかして結びつくかもしれないということは事業が始まることできるんです。それがアート感覚ということになると、極端に、さっき議員さんおっしゃいましたように、行政は比較的機能ということは早くから考えなくちゃ、機能的なことです。これには誰か見てもそうだなと言ってくれるんですが、アート感覚のところには費用を使うというのはなかなか難しいところなんです。

いわばアート感覚と行政の中に遊び心とか、しゃれの心みたいなものを持っていないと、またそれが地域の皆さんが、よし、それは面白いなど言ってくれないとだめなんです。

言ったことがあるかどうか、ご存知かどうかわからないんですが、境港市ってあります。あそこへ行くとおぼけの人形ばかりです、道端。あれ行政でやったですかって聞いたら、行政が半分で残りはみな寄附だそうです。それもそういった寄附があったから町も後押しするとか。清瀬市に行ったときに、けやき通りといったですか、道路の脇に物すごい彫刻がいっぱいあるんです。それは町に寄附された彫刻、芸術の皆さんがやってくれたそうですけれども。ただ、町がそういうことを受け入れられるような、そういう土壤がないと、なかなか、アーティストの方々も乗り込んで来ない。近くでは、隣に北相木村なんか、芸術村なんていって、私たちに理解ができないようなものいっぱいやって、あれも芸術、アートですからね。それも話題性があって非常に芸術家の皆さんも移り住んでくるようになる。そういうこともひとつの大きな成功例の一つではないんでしょうか。まだまだ、勉強させていただきます。

議長（滝沢寿美雄君） 1番、榎本真弓君。

1番（榎本真弓君） 時間になりましたので、これで質問を終わります。ありがとうございました。

議長（滝沢寿美雄君） これで、1番、榎本真弓君の一般質問を終わります。

次に、2番、森本信明君の発言を許します。

件名は、1、「よりよい保育（所）をめざして」の現状と課題は。

2、臨時職員の雇用の現状はについての2件です。

質問席から願います。

〈2番 森本 信明君 登壇〉

2番（森本信明君） 2番、森本です。通告に従いまして、件名、「よりよい保育（所）をめざして」について質問をいたします。

統合「たてしな保育園」の建設に当たっては、建設用地の確保、園舎の設計、建設工事等、建設に当たっては多くの関係者の皆さんの英知が結集され、昨年4月に開園をしました。旧3保育園の長年にわたる保育園の運営、保育等の内容から、真新しい園舎と設備を備え、保育所の入所児童定員は200名とするものです。統合「たてしな保育園」は、幼児保育と幼児教育の場として非常に保護者等の期待も大きく、新しい保育園のスタートに当たっては保育園関係者が保育園の運営、保育等に神経を使ったことと思います。

この3月には44名の園児を卒園させて1年が経過しました。4月には未満児、1歳から年長児の園児数は162名が入園し、また、松任谷由実さん作詞作曲によるたてしな保育園の歌が完成、保育料が平均15%引き下げる等、2年目がスタートしています。

私ども議会がことし4月に行った町づくりを語る会では、町民目線で保育所、保育園関係について、旧保育園の跡地の活用方法、保育園に関する立科教育、保育士の研修、園児への接し方、採用方法等について、疑問視していること、住みよい町づくりの施策の一つとして充実した保育園の運営と保育のあり方を望むと語られました。

立科教育が掲げる幼児教育の充実、そして2012年8月に子ども・子育て関連3法案が成立し、地方自治体は2015年4月から本格的に向けて地域ニーズを反映した子ども・子育て支援事業計画の策定が努力義務とされています。初々しいいっぴいのたてしな保育園であり、保育園の運営、保育のあり方、職員体制等について現状を見つめ立科町の将来を担う子供たちの育成、保護者が安心して預けられる保育所としてよりよい保育を目指してほしいものです。ついては以下の要旨に沿い、答弁を求めます。

一つは、統合「たてしな保育園」開園し、1年が経過したが、保育、建物、設備にかかわる評価は。

二つ目、園舎建設後に指摘事項の施設環境による通園、通学、隣接道路交通等に対する安全性の課題解決は。

三つ目、保育士の配置基準と現状は。

四つ目、臨時保育士の職務内容と労働条件。

五つ目、今後あるべき職員体制と保育士（正職員）採用の有無は。

六つ目、正職員と臨時職員の資質の向上の研修と健康管理等は。

七つ目、安全・安心な給食支給する職員体制と食材の確保は。

八つ目、保護者の保育に対する要望、子育て相談等は。

九つ目、保育士以外による保育カリキュラムは。

十、今後さらによりよい保育所を目指すための課題は何か。

等について、ご答弁をお願いします。

議長（滝沢寿美雄君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。小宮山町長。登壇の上、願います。

〈町長 小宮山 和幸君 登壇〉

町長（小宮山和幸君） お答えします。児童数が減少を進む中で、よりよい保育を目指して、千草・若草・三葉の3保育園を統合し、昨年、木のぬくもりの漂うたてしな保育園が完成をし、169名の園児を迎え、開園したところであります。

1年を経過いたしました。この3月には成長した44名の年長児が巣立ち、小学校に入学したわけであります。この4月には162名の園児と一緒に2年目がスタートしたところでございます。一貫した教育方針、指針のもとで児童を育てる、子供を育てる、立科教育の実践を念頭に、箱物だけでなく中身も誇れる園を目指して、創意工夫しながら、現在鋭意運営に当たっておるところであります。

多岐にわたります個々のご質問につきましては、それぞれの担当からそれぞれお答

えをさせていただきます。

議長（滝沢寿美雄君） 宮坂教育次長。

教育次長（宮坂 晃君） 私のほうからは1番目と2番目、続きまして3番目以降は中谷園長先生にお答えさせていただきます。よろしくお願いします。

まず1番目の1年経過した保育・建物・設備にかかわる評価についてでございます。

保育につきましては、全職員が同じカリキュラムで保育目標であります心身ともに健康で生き生きした子供の育成を目指して保育をしております。3園が統合しまして、多くの子供たちが互いにかかわり合いを持って切磋琢磨し、学びながら今のところ児童が育っています。3園の今までであった特性が一つとなって、同じ学び、同じ指導、また先ほど議員さんもおっしゃられましたけれども、小学校との幾つかの連携も行って、ことし1期生が小学校に入学したわけでございますが、ことしの1期生につきましては、学習に向かう姿勢、それからけじめ、意識等ではよい評価を今のところいただいております。

保育士も大勢になりましたので、1クラス当たり2名から3名の保育士が担当になりまして、お互いに職員同士が回りの職員の気づき、それからよいところを見て、お互いに学び合うという姿勢ができてきているかなあとと思います。子供の育ちは多様ですので、これも職員が多様な観点からその子にあった育ちを支援しながら保育をしております。

続きまして、建物・設備でございますけれども、今の園舎はこれ議員さんもおっしゃられたとおり設計の段階から専門家、それから保育士、保護者の皆さんにも加わっていただきました。したがって、今のところ日々の保育業務を行う上で特段の支障はありません。3月に完成後1年の点検をしましたがけれども、施設や設備に不具合等はありませんでした。

たてしな保育園では園児をベランダより対面で預かることができますので、保護者と直接顔をあわせて密な連携が取り合えると、非常にいいことだなあというふうに思っています。

また、遊戯室、それから園庭、プール等は非常に大きくて、子供たちがのびのびと活動できる場がいただけまして、大変うれしいことだというふうに思っています。

また、未満児室は床暖房になっておりまして、家庭的な雰囲気の中で保育ができます。

もし課題があるとすれば、実は園庭には日陰が全くありません。園舎の中も雨水による暑さ防止等の工夫をしてあるわけでございますけれども、30度を超える日も多く、今後安全・安心のために何らかの対策をとらないといけないかなあというふうに思っております。

続きまして、2番目の通園、通学、隣接道路交通に対する安全対策の課題ということでございますけれども、これも南側駐車場の出入り口が狭い、県道交差点の見通し

をよくしていただきたいという指摘、ご要望がございます。

そこで駐車場入り口につきましては、側溝にグレーチングを敷きまして、入り口を広くさせていただきました。また、県道交差点の見通しをよくするためにカーブミラーを大型化いたしました。このほか園だより等で危険な事案を職員が見た場合、常にたよりに書く。それから、朝夕の交通整理をしながら保護者にゆとりを持った運転をしていただくよう協力をお願いをしているところでございます。今後、小学校通学路の改良も計画されているようでございますけれども、あわせて交通安全対策を充実してまいりたいというふうに思っております。

議長（滝沢寿美雄君） 中谷園長。

たてしな保育園園長（中谷秀美君） 保育士の配置基準と現状についてご説明させていただきます。

国の配置基準を申し上げますと、ゼロ歳児は3人につき保育士1人、1歳児2歳児は6人につき保育士1人、3歳児は30人につき保育士1人、4・5歳児は30人につき保育士1人となっております。当町は国の基準配置より手厚くなっております。

現状につきましては、現在の園児数169名のうち、未満児ひよこ組ゼロ歳児1人、1歳児13人、計15人に職員3名。内訳は正職員1名、準職員2名です。

あひる組、2歳児18人に職員3名。内訳は準職員3名です。

年少クラスりす組、3歳児23人に職員3名、内訳は正職員1名、準職員2名です。

同じく年少うさぎ組、19人に職員2名、内訳は準職員2名です。

年中クラス、ぱんだ組、4歳児24人に職員2名、内訳は正職員1名、準職員1名です。

同じく年中こあら組、24人に職員2名、内訳は準職員2名です。

年長クラス、きりん組、5歳児22名に職員1名、内訳は準職員1名です。

同じく年長ぞう組、24人に職員2名、内訳は職員1名、準職員1名です。

計8クラスで18名の職員配置をしており、正職員4名、準職員14名の体制で行っております。延長保育は準保育士3名で行っております。

次に、臨時保育士の職務内容と労働条件についてであります。通常の保育業務につきましては正職員と準職員の職務内容は同じであります。管理面、対外的な事務事業は正職員が行っております。

勤務時間は職員と同じで8時から4時45分までの7時間45分の勤務となっております。その日の反省や記録、保育の準備等で通常の勤務時間を過ぎることもあります。

賃金につきましては、立科町準職員雇用条件の規定に従っております。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） 塩沢教育長。

教育長（塩沢勝巳君） 5番目については私のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。

5番目は、今後あるべき職員体制と保育士の採用の有無ということでございます。

児童の養護、教育と健全な育成、これを図ることを第一の職務体制というふうに考えておりますが、入所希望の児童数でありますとか、あるいは子供たちのそれぞれの状況等を職員配置検討委員会で十分検討しながら、当然のことながら保育基準を満たすということはもちろんでありますけれども、可能な限り、充実した体制を目指して進めてまいりたいというように考えています。

また、今後、正職員の採用も考えていきたいというふうに思います。26年度につきましては募集を計画をしているというふうに聞いております。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） 中谷園長。

たてしな保育園園長（中谷秀美君） 6番、正職員と準職員の資質の向上の研修と健康管理等は、につきましては、正職員、準職員ともに保育士研修、上田定住自立圏研修、発達障害研修などの研修会に積極的に参加し、資質の向上を図ってまいります。

また、健康管理につきましては、職員健康診断を実施し、疾病の予防、早期発見に努めるとともに、休暇等も利用していただきながら自身の健康管理をお願いしております。

7、安全・安心な給食支給する職員体制と食材の確保は、であります。正職員、準職員の配置数につきましては、正職員1名、準職員3名の計4名であります。

準職員の職務内容は正職員と同じで、3歳以上児食、未満児食、アレルギー食の調理業務をお願いしております。

なお、給食関係事務、食材発注については正職員が行っております。

準職員の勤務時間は早番をやっていただいておりますので、早番は7時30分から午後4時15分まで、ほかは8時から4時45分までとなっております。

労働条件は、立科町準職員雇用条件の規定に従っております。

食材の確保、地産地消は、お米、リンゴは地域の農家より購入、大豆などの旬の野菜類は菜ないろ畑より、醤油、味噌については酢屋茂商店、豆腐は阿部豆腐店など、可能なかぎり地元の野菜、業者を利用しております。

8、保護者の保育に対する要望、子育て相談等は、について。

保護者からの保育に対する要望につきましては、その都度早期対応、改善、検討を行っております。子育て相談は相談員の土屋先生に、定期では月に2日、相談日を設けて行っております。定期以外にも相談希望があれば随時相談に応じてまいります。また、巡回相談とあわせて保護者懇談、就学相談等も行っております。

9、保育士以外による保育カリキュラムについて。

3歳以上児は身体教育医学研究所より、また、未満児は上田ミックススポーツクラブより講師をお願いし、日常的な運動遊びの定着を目指した運動遊びについてカリキュラムを作成し、実施しております。

英語で遊ぼうについては、立科中学校の英語教師AETアリッサ先生を講師にお願

いし、3歳以上児各年齢ごと月1回行っております。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） 宮坂教育次長。

教育次長（宮坂 晃君） 最後、私のほうでお答えさせていただきます。

「よりよい保育（所）をめざす」ための課題は何か、についてでございます。

二つのことを考えておりますけれども、一つ目がまず保育士の資質向上でございます。この保育士の資質向上のために園内、園外の研修を積極的に行い、職員のレベルアップを図るとともに、職員の連携や協調体制をさらに充実していきたいというふうに思っております。

それから、二つ目ですが、やはり家庭教育も一緒に園と連携してやっていただきたいということで、発達段階に応じたしつけを園と共同で行えるよう保護者の方に相談、それから啓発活動をチラシ等を出して行うとともに講演会等も開催してまいりたいというふうに思っております。

今後、社会や経済の状況、情勢とともに、保育園に対するニーズは相当多様化するんだらうなあとというふうに思っておりますけれども、児童の健全な成長を最大限に考えまして対応できるように努力してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） 2番、森本信明君。

2番（森本信明君） 今回の質問の中で非常に幅広いことで、答弁の中でも時間がかかってしまっているわけですが。ひとつは立科教育の中でも幼児教育の充実ということで、ここに5点、上げられているんです。そのことがまだスタートしたばかりで十分発揮している機能にはありえんじゃないか、というように思うんです。その辺についてちょっとお伺いします。

議長（滝沢寿美雄君） 宮坂教育次長。

教育次長（宮坂 晃君） 新しい保育園ではしつけ等、それから幼稚園的な要素も加味して保育を行うということであってあるわけでございます。幼稚園的な要素ということは、先ほど園長のほうからも答えありましたように、運動遊びとか、それから英語で遊ぶうですか、というような取り組みを行わせていただいています。

最後のしつけについても、やはり今後、保護者の方と協力して進めていかないといけないかなあというふうに思っています。先ほどもちょっと申し上げましたけれども、小学校との連携ということで、すぐそばにありますので、ことしからも新たな小学校と保育園の連携をいろいろ計画しているところでございます。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） 2番、森本信明君。

2番（森本信明君） 少なくとも立科教育の中で保育園のあり方について充実した運営をしていくということは、どういう体制があるかということだと思っております。その体制とい

うのは、やはり設備等もありますけれども、そこに携わる保育士であり、職員であろうかと思えます。

特にことしの予算の中でも保育料の15%の引き下げということで保育料が下がっているという、このことは理解するところなんですけど、やっぱり職員体制を見ると昨年の、あくまでも当初予算の比較ですので、それから臨時職員が17名、給食調理員が4名で人件費は4,684万円、26年度では保育士が13人、給食士が3人で4,299万5,000円ということなんです。それも、あと職員給与については25年度が給料で10人で6,392万9,000円、それから26年度は当初で5,355万円、補正で2人減で800万円ほど今回補正で上がっているわけなんです。

保育料を安くした中に、ひとつのこととして財政が安定をした、それから保護者の要望ということで、保育料15%を引き下げをした。保護者の要望ということはわかるんですが、財政安定ということでこの人件費だけを見ると、収入部分が保育所の負担金ということで25年度は348万円、それから3,900ですか、これの保育所の負担金と25年度と26年度の差し引きを見ると480万円ほどが保育料として、引き下げた分ということで、当初予算の中では減額になっているんです。

そこで財政が安定した要因だけではなくて、臨時職員と職員の労働条件がこの額で差し引きをすると、2,158万2,000円ほどのこれ減額になっているので、25年度と26年度比較をします。そういう面から見ると、財政が安定じゃなくて、そこに働いている人たちの労働条件、賃金等が節約をされて、その上でこの保育所の運営が成り立っているんじゃないか、財政面からいけば。

もう一つは、この職員配置にしましても、正職員で1、2、3、4人で、あと未満児とか他のところでは臨時職員で保育がなされている。この実情というのは重要視しなければならない。つまり臨時職員というのは、既に皆さんもご存知だと思うが、通年を通して恒常的業務については正職員で配置をし、しっかり責任ある内容を保育をしなきゃならないということが前提だと思うんです。

ここでやはり先ほど答弁の中にもありましたけれども、正職員と臨時職員の勤務体系、業務内容、これらについては全く同じということですよ。当然、働いているものが同一労働、同一賃金というのは基本的な私は形だろうと。そこにやはりきちっとした労働条件が確保されているからこそ、安心をして預けられるような保育所体制ならできるんじゃないか。こういうふうに考えます。その辺について答弁を求めます。

と同時に、立科町の保育士配置に関する検討委員会設置要綱ということで、それぞれ国に見合った最低基準を超えて保育士を配置する場合は、その適否について検討するという、検討委員会の開催要綱、これがあるんです。その辺についてどういう検討をされたのか、その辺も含めてご答弁をお願いをしたいと思います。

それともう一点、立科町保育所管理規則、これでいくと職員という第3条に保育所には園長、副園長、主任保育士、保育士その他必要な職員を置くと、こういうふうに

明記をされているんです。特にその中では、先ほど言ったようにきちっとした保育、質の高い職員の皆さんが配置をされて運営をされることもあるし、その運営に当たっては職員のそれぞれの職務が明記をされていて、運営されているんだと思うんです。昨年までは保育園長、副園長ですか、配置をされて、今年度からは副園長がいない。当然、副園長ということは、園長の補佐をする。その中身を補佐をするというような意味合いもあって、保育運営上であってもいいんじゃないかと私は見ているんです。その辺も含めて、なくなった理由についてもお伺いをしたいと思います。

議長（滝沢寿美雄君） 塩沢教育長。

教育長（塩沢勝巳君） 幾つかご質問いただきましたので、もし落ちておれば、また、言っただけならばというふうに思っています。

まず最初に人件費の問題ですけれども、ご質問の中に職員の労働条件のいわゆる改善をしない、その分が保育料のいわゆる改善に見合っているんじゃないか。つながっているんじゃないかというようなニュアンスで私受けとめたんですけれども、決してそういうあれではなくて、この人件費の増減につきましては想定しておりました職員が年度の途中で退職をされたというようなことから、金額的な移動があったというふうにご理解をお願いしたいと思いますし、当然必要な職員については配置をしているということでございます。ただ、これは正職でないということではありますけれども、そういうことでございます。

それから、配置検討委員会でどんなことを検討しているかというようなことでございますけれども、ご承知のように小学校も全く同様でございまして、その子供さんが健常であれば一番よろしいかと思うんですけれども、何らかの支援が必要だというような子供さんもおるわけでございます。そんな中で、そういった子供さんたちをちゃんと保育していく上でどういった支援が必要か、ということをご十分検討をさせていただいた中で、必要があれば配置をしていくということになりますので、それは個々の子供の状況を十分精査をしながら、当然のことながら医師等の診断、いろいろなことの診断等に基づいて検討していくということでございます。

それから、管理規則の中で副園長があるけれども、現在配置はされていないんじゃないかということでございます。できるかぎり配置をされるということが望ましいかなというように私も考えています。ただ、実際の運営上、支障があるということであれば問題ですけれども、現在のところ子育て教育係とも連携をしながら、こちらでできることはこちらで対応しながら保育所運営に当たっておりますので、その辺は今後も検証しながら検討はしてまいりたいというふうに考えています。

議長（滝沢寿美雄君） 2番、森本信明君。

2番（森本信明君） 保育料の値下げするというので、あくまでもこれはこれだけの数字を見ていくと、そこには（ ）えないような状況も考えられるんです。

それは確かに財政が安定をした、それぞれの努力をされたということであるけど、

保育所の運営ひとつを考えあわせていくと、やっぱり体制が正職員できちっと確保されて、安心をされるような状況。それから、労働条件もきちっとしてみる、そういう見方もあるということです、それは。そういう角度から見る見方もできるのではないかとということです。

それから、副園長の関係ですが、そのことはそこに町長がいて副町長がいたり、それぞれの役割があると思うんだよね。園でも新しくスタートをした園の運営をどうしていくか、これは当然、みんなで園長を主体にして相談をする。しかしながら、事務局のほうでは、そういう体制を整えているものの実際に保育所の運営をしていくのは、保育所内です、実際に現場で当たっていくのは。なおかつ、園長は事務的処理までするというような状況にあらうかと思うんです。

園の運営とあわせて保育まで指導をしたり、相談役として、ここにも、既設の職員体制で副園長をというような職務もあるわけですから、その辺のところは十分、今の運営状況とか、そういうものを勘案をして配置を考えていくべきだ。

あわせて正職員ということで今後募集をしていくというような形でありましたけれども、今回で配布をされた町民向けの職員配置を見ると、保育園のところにはずらずらっ。正職員の数よりかも準職員、準職員というのは職名からいったって非正規職員ですよ。あくまでもそちらのほうで準職員ということで、名前を変えただけで中身は何ら変わらない。見たときに、あ、これで本当に町の行政なりが、保育所が運営されていくだろうか、一生懸命働いている人たちの準職員の待遇はどうだろうかということは考えるのが必然的だと思うんです。労働条件を。

きちっと保育の内容をしてもらうには、その見返りとしてそれなりの賃金が保証、労働条件が保証されて、きちっとできるのではないかと、というように私は考えます。その点を十分今後の運営のあり方、職員の配置については十分検討をお願いしたいと思います。

あとは時間の関係もあって、保育所の関係については、子供の発達段階とか特徴と重視すべき課題ということで、文科省で懇談会を開いて、いろんな課題としてこれを踏まえて、乳幼児期における子供の発達において重視すべき課題として以下が上げられるということで、これは立科教育の中でも言葉の表現とかそういうものは違いますがけれども考えられています。愛着の形成、人に対する基本的信頼感の獲得、基本的な生活習慣の形成、十分な自己の発揮と他者の需要による自己肯定感の獲得、道徳性や社会性の芽生えなどをとる遊びを通じた子供同士の体験活動の充実、というようなことでうたわれています。

これはあくまでも立科教育の中で、幼児教育の中で文章化されている部分もあったり、足りない部分もあらうかと思しますので、そういうことも今後の中で十分踏まえていただいて、保育行政が将来に向かってよりよい保育となるようにお願いしたいと思います。

保育所の関係は以上にします。（発言の声あり）

議長（滝沢寿美雄君） 小宮山町長。

町長（小宮山和幸君） 先ほど森本議員のご指摘の中で15%の引き下げをしたことについて、賃金は下がったから、下げたから、保育料を下げたんじゃないかというふうな見方があるとおっしゃいましたが、それは議員さん全く違うんです。お給料なんていうのは上がったり、下がったり、それ必ず動きがあるんです。でも、毎年、これから15%下げていこうということは、町全体の予算の中で余裕がなきゃできないということで進めてきました。

そこで、正直申し上げて、一番は子育て支援をする、子供に要するに保護者の負担を軽くするというのが主眼で、もっと保育園を超えたようなところの意味合いも込めて15%の支援をさせていただいているということです。ちょっとその辺の見る角度が違うかもしれませんが、同じそれは違いますので、ちょっと議員さんの立場で全体の予算を見ていただきたいなあと思います。

議長（滝沢寿美雄君） 2番、森本信明君。

2番（森本信明君） 町長の今の財政安定をしたとか、全体的な財政がどういう事情であるか、どこに配分を多くするかということは、今までもあったと思うんです。ただ、見るに見かねない部分はあるわけだね。その賃金の問題でも。それは実際に差し引きをすると。そういう観点でちょっと申し上げました。

全体的な、私以外の議員であっても、立科町の財政事情がどうであるか、どこに配分されているのか、このことは十分検討した上で予算なり認めているわけですから。その辺のことは承知をしているということで、ご理解してもらいたい。

ただ、賃金の差、差し引きをしていくと、やっぱりそれだけの差が出る。このことは申し述べたい、これは。そういうことです。

じゃ、続いて、臨時職員の関係で、特に先ほど来、保育園の関係についても申し上げてきましたけれども、特に通告をした内容があるかと思いますので、その内容についてお答えをお願いをしたいと思います。

その通告の内容は、臨時職員の雇用現状はということで、一つは臨時職員とする職務条件、それから業種別の採用方法、雇用数、労働条件、勤務時間、賃金等の諸権利は、今後あるべき職員体制は、ということでご答弁をお願いしたいと思います。

議長（滝沢寿美雄君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。小宮山町長、登壇の上、願います。

町長（小宮山和幸君） お答えします。地方分権が進む中で、地方自治体を取り巻く情勢は大変厳しさを増しております。特に小規模自治体ほど財政状況が厳しくなっておりますことを前提としてお答えさせていただきます。

こうした状況の中で行政運営に当たりましては、行政と住民のあり方、地方自治そのもののあり方の見直しが求められているわけであり。現在は自己決定、自己責

任の原則に基づきまして、責任の範囲をともに考え住みやすく心豊かに暮らすことのできる地域づくり、これを現在進めているところであります。当町も健全財政を維持するために痛みも伴う改革を進めてまいりました。大胆な事務事業の見直しとともに自立を選択した時点から、職員定数を同規模自治体と同程度とするべく削減を図ってまいったのも事実でございます。最近の3年間を見ましても平成23年度は3名、平成24年度は4名、25年度は10名の減員となります。本年4月1日現在正職員91名、準職員が66名であります。先ほどもお話にありましたように、本年度より準職員という呼称に変更しております。

お尋ねの雇用の現状等につきましては、担当課長からお答えをさせていただきます。

議長（滝沢寿美雄君） 笹井総務課長。

総務課長（笹井恒翁君） それでは、私のほうから3点ほどお答えをさせていただきます。

まず、臨時職員とする職務条件、内容でございます。準職員としてお願いをしている皆さん、業務は多岐にわたっております。事務職は一般事務職はもちろん温泉館や索道、一般廃棄物収集業務といった現場での業務、また、保健師、栄養士、厚生員、調理員、管理員等の職種がございます。こういった業務の中で準職員の皆さんに活躍をしていただいております。

事務職の準職員の皆さんにつきましては正職員の補佐、補完的業務でございます。ただし、担当する事業や事務を責任を持って遂行をしていただいているということでございます。技術職や現場の業務につきましては、それぞれその業務を遂行していただいているという内容になります。

次に、二つ目の業務別の採用方法、雇用数、労働条件等でございますけれども、採用方法につきましては、原則準職員登録制度ということで3月に募集をかけて登録をしていただいております。基本的にはその中からそれぞれの業務にあったところで採用という形になるわけですが、採用するにはレポート、それから面接審査を経ております。登録者の中に適任者といえますか、該当者がおらない場合には、公募によりまして、あとは登録制度と同じ手順でレポート、面接審査等を行っております。

雇用数につきましては、平成26年度は事務職9名、温泉館、索道、収集業務等21名、保健師など技術職14名というような内訳になります。

労働条件につきましては、賃金は時間給でございます。職種により異なっているわけですが、準職員雇用条件によりまして賃金は決まっております。勤務時間は、正職員と同じでございます。ほか、通勤手当、時間外手当、賞与、有給、あと年金、健康保険、雇用保険、こういったものがございます。

それから、3点目の今後あるべき職員体制ということでございますけれども、正職員については同規模自治体と同程度の定員管理に努めたいということで考えております。急遽、人材が必要となる場合には、やはり準職員の対応ということになるかと思っておりますけれども、必要に応じまして多様な人材確保並びに職員の再任用制度、こち

らの有効活用等を図りながら住民ニーズに対応をしていきたいというふうに考えております。今後とも、ご理解、ご協力をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） 2番、森本信明君。

2番（森本信明君） 先ほど、保育園の中でも、保育園の臨時職員のあり方についても、当然、通年通して行われる業務、それから季節的、短期的っていうような業務が、内容が臨時職員に相当するということで、地方公務員法の中でも、6カ月を超えて更新することができるが、再度更新することはできないっていうふうにならわけてるわけですよ。雇用形態、ちょっと期間年数を見たりすると、6カ月なり新しくじゃなくて、そのまま更新をされているような状況がありますけれども。

決算状況、総務省のほうで発表する立科町の状況で、人件費ということで見ると、平成20年から一般職の職員数を見ますと、20年が92名、決算等、総務省で立科が出している決算状況の中でいくと、その資料です。一般職が92名、21年が89名、22年が85名、23年が84名、24年が76名、こういうこと、決算の統計のこの資料を見ますと、立科町の一般職の職員数が年々減ってると。

当然、その中では、行政の住民サービスのニーズとか国からの行政の押しつけとか、こういうものがあつたりして、それに答えるような状況はないかと思うんですが、職員数が減ってるということは、非常に、1人当たりの業務量、業務内容について多くなってる。それは、強いていけば、職員の皆さんの努力によつたり、ここに運営されてるということが言えますし、かつまた、労働条件で与えられている年休とかそういうものがきちっとした行使がされて、健康状況がよく、立科町の行政を担ってると自覚を持って十分できるような状況であるかということだと思ふんです。

当然、今、これで成り立ってるということは、職員の皆さんの努力は大いに買うべきであつて、そういう状況を鑑みますと、そこに充てられているのが、全てが臨時職員で充てられているとは思いませんけれども、臨時職員の数から見て、そういう状況がこの統計資料からも見えるんじゃないか。このことを今後行政を進めていく上で解決しなきゃならない、職員体制をしっかりしなきゃいけないんじゃないかというふうに私は思います。

それで、これ、直接的には地方公務員の場合については当てはまらない条項ではありますが、有期労働契約の新しいルールができましたということで、労働契約法の改正のポイントということで、今まで有期の労働契約であつたが、これは反復更新されてるわけですが、通算5年を超えるときは、労働者の申し込みにより期間の定めのない労働契約、無期労働契約に転換できるルールができました。また、あわせて、そういう長年勤めた中で、雇どめ、雇用をやめさせるっていうようなこともできない。不合理な労働条件の禁止ということで、民間労働者についてはそれぞれ労働契約法の改正がなされました。

ただ、地方公務員の場合は、地方公務員の法の中でありまして、それが即認められるとかそういう状況にはなりませんけれども、この公務員労働者の労働組合の中で、総務省の今回出された労働法の改正について、労働組合と総務省が交渉を持っています。その中では、総務省も、任用に当たっては民間労働構成の動向も十分に念頭に置くことが必要と、こういうことで労働組合との総務省との交渉の中で回答が出されております。

ですから、地方公務員とは公務員法の中で、先ほど言ったように6カ月方針とかいろいろな法があるけれども、そこに働いてる人たちの雇用をどう確保していくかということについては、今回の労働契約法の改正の内容について十分配慮はされるべきだとかいうふうに読めるかと思うんです。

その辺について、ちょっと答弁を求めたいと思います。事務的なことで、総務課長のほうがいいかな。お願いします。

議長（滝沢寿美雄君） 笹井総務課長。

総務課長（笹井恒翁君） 労働契約法の中で、今、議員さんおっしゃられたとおり、平成25年の4月からこの法律が施行されているというふうには承知をしております。

ただ、議員さんもおっしゃられましたけど、町の場合には、町長が雇用する場合には地方公務員法という中で、こちらの法律はそういうふうに労働者が保護されていくというふうに受けとめていたところでございます。

町も大勢の準職員の皆さん、お願いをしているわけですがけれども、そういった中では、町としても雇用等の確保もしてきているというようなふうには考えております。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） 2番、森本信明君。

2番（森本信明君） 今言った労働法の改正については、地方公務員の法の中には当てはまらない。しかしが、やっぱり現実とすれば、先ほど、くどくなりますけれども、恒常的業務、通年である業務については正職員で充てなさいと。このことを、かつまた、公務員法の中では6カ月を超えて更新はだめだと。しかしながら、今の業務を進めていく上で、そういう法律を、ここだけじゃなくて、個々の自治体で、今言われた脱法的なことで雇用をしてる状況があるかと思うんです。

やはり、職員の労働条件がきちっと確保されてるということは、今いる現在の職員の皆さんだけでなく、これから立科町の職員になろう、立科町の保育園の職員になろうとしたときに、当然見るものは、やっぱり労働条件なり業務内容なりそういうことだと思うんです。

やっぱり多くの人材確保からいっても、職員のこの体制をきちっとするということやはり必要であろうと。働きがいのある、生きがいのある職場であってほしい。こういうことは、正職であったとしても臨時職員であっても、これは同じだと思うんです。当然、今の業務内容からいって、正職員と臨時職員の職務内容が同じであって、

労働条件が違う。このことは、やっぱりそこに本人は働く意志はあるけれども、賃金とか労働条件に差があるとすれば、若干、一生懸命になれない部分があるかと思えます。

そして、精神的な部分も、町民のニーズ、保護者のニーズが多いだけに、そこに応えられる状況というのは、やっぱり労働条件とかそういうものがしっかりをして、健康管理がしっかりして、職場状況がいいということが、やっぱり町民のサービスに徹してる大きな課題だろうと私は思います。

今まで以上に、国の締めつけとか交付税の算定加算配分についても、地方自治体の職員の削減とか行革とかこういうものを求めてもきています。地方分権といえども、そういう権利押しつけをした中で地方自治体の財政的な裏づけとか働く職員の皆さんの条件を悪くして、交付税を算定をして、それが地域の活性化につながるものとして国は考えてることを重要視しなければならないと思うんです。

昨年も、福島の市街地再編の財政支援ということで職員の皆さんのカットをして、私も職員の皆さんには協力をしていただきたいということで賛成答弁もしました。これから先、やっぱりそういう状況がさらに引き続いて起こり得るということ、私自身も議員として国の動きを注視しなきゃなりません。

その上で、やっぱり、理事者、町長にお願いをするということが、町民ニーズを十分踏まえて、財政事情も勘案をしてやってるところではありますが、そういう職員の立場に立って、やっぱり働きがい、生きがいのできる町政であり、立科町の役場の職員体制であってほしいと思います。

そんなことを述べまして、町長の、最後に今後の今の考え方などお聞かせをいただいて、私の質問に終わりにしたいと思います。町長、よろしく。

議長（滝沢寿美雄君） 小宮山町長。

町長（小宮山和幸君） 私も、民間から出てきた人間ですから、正直申し上げて、公務員の給与体制のことはよく存じません。どちらかというと、私は民間流の物の考え方のほうが合ってる男ですので、余りこの問題についてお答えできないかもしれませんが、先ほど議員さんがおっしゃる、期間を定めない雇用が認められてきたという背景には、解雇も認めることになるんです。そういうようなこともいろいろと加味したものを、今すぐこの公務員の中に押し込めるかどうかというのは、甚だもう少し時間がかかるのかな、まだまだそこまでは行かないっていうふうに思います。

ただ、議員さんおっしゃるように、働いてくれる人たちが、正職員であれ準職員であれ、働きがいがあって一生懸命働いていただける環境をつくり上げていくということは、全く同じでございます。許せる限り、範囲の中で十分検討させていただきます。よろしく申し上げます。

議長（滝沢寿美雄君） いいですか。

2番（森本信明君） はい。以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（滝沢寿美雄君） これで、2番、森本信明君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とし、再開は3時10分からです。

（午後3時00分 休憩）

（午後3時10分 再開）

議長（滝沢寿美雄君） 休憩前に戻り、議事を再開します。

次に、5番、西藤 努君の発言を許します。

件名は、1. 小規模太陽光施設設置の説明について

2. 空き家調査と対応状況は

3. 小中高のネットいじめ、現状と対応はについての3件です。

質問席から願います。

〈5番 西藤 努君 登壇〉

5番（西藤 努君） 5番、西藤です。通告に従いまして、3項目につきまして質問いたします。本日最後の質問者でございます。

まず、第1の質問をいたします。

東日本大震災における東京電力福島第一原子力発電所事故は、甚大な放射能汚染を引き起こし、それは津波被害とともに、今なお多くの皆さんが避難生活を余儀なくされている現状であります。復旧・復興に国民総意で全力を注いでいる状況ではありますが、3年という長い月日を思うとき、一日でも早くふるさとに帰れますようお願いしております。

また、多くの教訓、課題も指摘された大震災でもあります。特に、国のエネルギー政策は転換期の議論がされており、急速に新エネルギーへの政策が進んでる現状であります。

平成24年7月、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法により、再生可能エネルギーの固定価格買取制度が施行され、最近、町内においても設置がふえてる傾向が見えます。今後、増加を想定したとき、住環境、景観、施設管理等々、問題が発生する懸念を持っていますことから、以下3点について伺うものです。

第1として、太陽光発電設置に関して、町の規制はあるのかであります。ある場合、どの規制を運用してるのか、また新たに規制等を検討し、指導勧告等を網羅する条例改正、制定のお考えはお持ちか、伺います。

第2として、現在、1,000平方メートル以上の設置事業者、開発事業者、隣接地、地権者の同意と説明を求めています。近隣住民また地域への説明はどのようになっているのか、伺います。

第3として、事業者、一般家庭設置の把握状況はされておりますか。設置規模の発電量は把握されておりますか。特に、届け出対象外の設置者の把握は重要と考えていますが、現在、住民からは相談等は寄せられておりませんかでしょうか。対応はどのような内容になってるか、また解決されているのか、伺います。

以上で、1点目の質問は終わります。

議長（滝沢寿美雄君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。小宮山町長、登壇の上、願います。

〈町長 小宮山 和幸君 登壇〉

町長（小宮山和幸君） お答えします。

我が国におけるエネルギーの供給のうち、石油や石炭、天然ガスなど、いわゆる化石燃料がその8割以上を占めております。そのほとんどを海外に依存している状況であります。今や、世界的にエネルギーの需要が増大をしている中で、エネルギー市場の高騰に加えて化石燃料の利用に伴って発生をするCO₂・温室効果ガスを削減することが喫緊かつ重要な課題となっているのが、世の現実でございます。

こうした状況から、エネルギーを安定的で適切に供給するために、国は環境への負荷が少ない太陽光や水力、バイオマス等の再生可能エネルギーの導入を推進しております。特に、太陽光発電については、平成21年11月に、家庭や事業所等において発電された電気のうち、使い切れずに余った電気の買い取りを電気事業者に義務づける太陽光発電の余剰電力買取制度を開始し、平成24年7月から再生可能エネルギーの固定価格買取制度を導入し、再生可能エネルギーの大幅な導入拡大を進めております。

この制度の導入によりまして、高額な設備投資の回収見込みが安定化したことになりまして、企業の参入が全国的に相次いでおります。

当町においても、固定価格買取制度の施行と同時に、町民の皆様が住宅に太陽光発電システムを設置するのに要する経費に対し、住宅用太陽光発電施設設置補助金制度を設け、東日本大震災後の電力供給不足への懸念に対応するとともに、地球環境を守り、恵まれた自然環境と調和のとれたまちづくりを目的に事業展開をしておるところであります。

平成24年、25年度で、計57件、発電量で267キロワット、補助額は約500万円の実績であります。

しかしながら、メガソーラーと言われる大規模太陽光発電施設の建設が全国各地で相次ぐ中で、太陽光パネルの設置が予定されてる地域での防災や営農、景観への影響を懸念し、住民の反発が目立ち始めている等の新聞報道もございます。

立科町では、近年増加している太陽光発電施設の設置について、開発行為を規制するものではありませんけれども、本年4月1日、開発基本条例施行規則を改正をいたしました。開発面積が1,000平米を超える建築物等の開発については、地元住民及び関

係者への説明会等による説明を行い、開発事業計画届出書提出時に事前説明報告書の添付を規定に設けて、開発行為への理解を求めるとともに開発に関するトラブルの未然防止に努めております。1,000平米以下の太陽光発電施設設置について、規制は特にございませぬ。

質問の詳細について、担当のほうからお話しさせていただきます。

議長（滝沢寿美雄君） 青井町づくり推進課長。

町づくり推進課長（青井義和君） お答えをいたします。

太陽光発電の施設の設置等につきましての規制、また同意、住民への説明等につきましては、ただいま町長がお答えしたとおりであります。

事業者また一般家庭での設置状況の把握ということでもありますけれども、町内での小規模な太陽光発電システムの設置状況についてでありますけれども、町では直接把握はしておりませぬけれども、中部電力に問い合わせをいたしましたところ、平成26年3月末におきまして、立科町での売買の契約件数は、事業者また個人住宅用の契約の合計で276件、2,000キロワットということでもあります。

また、議員さんご質問の、そういった届け出対象になります小規模施設等についての地域住民からの相談等についてでありますけれども、現在のところ、こちらのほうには寄せられてきておりませぬ。

以上であります。

議長（滝沢寿美雄君） 5番、西藤 努君。

5番（西藤 努君） 今、町長また推進課長から答弁いただきました。規制はないということで、今後、開発条例の一部を、規則を改定して、現在1,000平米以上のものについて対応してるということです。

私が心配するのは、要するに届け出をしない、しなくてもできるっていう部分です。ちらちら見えるはずで、それらの合計が276件、2,000キロワットっていうのは今回答でありましたが、やはり、とともに、心配な声は聞くんです。それは、何かって言えば、やっぱり水路です。被害になるのか、水路があふれるとか、やっぱり心配な声が聞くということで、土地改良区も1,000平米以上は土地改良区、必ず関係しますから話もできるんですが、それ以下は設置して、今までの雨が、例えば荒廢地のところに全般的に降ったのがパネルから一気に落ちるんだということで、そういう部分で指摘をされております。

そういうところで、やはり特に届け出対象とならない事業者の把握っていうのはしっかりとやっぱりしなきゃいけないのかなと思うんです。

それで、佐久市も、そのような、佐久市も非常に活発に出てるっていうことで、その規制をつくっております。太陽光発電設備設置に関する規制っていうことで、佐久市の場合は、自然環境保全条例という部分で規制をかけたということで、これはやっぱり住民の住環境等を守るんだということで、土地の地目全般にかけているというふ

うに広報しております。それで、これでなおかつ1,000平米を500平米にしてるということで、ほとんど、そうすると完璧に網羅できるんだろーと思います。

それで、もう一つは、やっぱり地域住民とのトラブル、それが、事前説明がしなくもよいとなると、結構できちゃうということの心配があります。その辺で、届け出対象者の部分はどうのような対応をお考えになってるか、ちょっとお聞きしたいと思えます。推進課長でよろしいですが。

議長（滝沢寿美雄君） 青井町づくり推進課長。

町づくり推進課長（青井義和君） そういった小規模の関係に対する届け出の対象者というよな考えということでしょうか。

現在、私ども町のほうで対応、運用しておりますものについては、開発基本条例、そういった中で、その中にある開発行為の届け出の義務、またそういった中での開発の行為の協定というようなもの、そういったものを運用しつつ、先ほど申し上げましたように、今回4月1日より1,000平米以上のものの中で今までの条文を建築物等というような形の中で、太陽光の施設も含め、そういった形の中で開発行為自体そのものを規制するものではありませんけれども、先ほど答弁を町長のほうで申し上げましたが、そういった形の中で不安をあおらないような、また地域の住民との説明会等によってということで、そういった問題をなるべくクリアするような形で今進めているところであります。

佐久市、先ほど議員さんおっしゃられましたけれども、佐久市の場合は500平米というような形で指定しております。また、近隣といいますかいろんなところの部分調べてみますと、1,000平米また3,000平米とかそれぞれの地域のよってまたそういったものについては違ってきてはおります。

やはり、議員さんご心配のように、そういった小規模なものについてもそういった問題等については起こり得るというような形、そういったものは考えられるわけでございますけれども、今のところ私どものほう1,000平米という中で今は運用をしておりますし、今後についてそういった面積の縮小部分であるとか、そういったものについては研究していかなければならないのかなというふうに考えております。

議長（滝沢寿美雄君） 5番、西藤 努君。

5番（西藤 努君） 私は、この太陽光の開発等について、やっぱりどんどんこういうふうに進進してもらいたいという考えです。ですが、その中に、必ず、放棄地とかいろいろな場面あるんですが、そこで、必ず、なぜか割かし住んでる近所にこういうふうにつくられるっていうかつく部分多いので、それのときに届け出をしないで済むとなると、やっぱりそれはそれでもちろん法令ですからいいですが、やっぱりそこには必ず人が住んでるということですので、住んでる人たちに、そういうことがあるんだよ、説明したいんですよっていう、その仕組みみたいなのをやっぱり町のほうでつくっておくべきかなと思うんです。これは、トラブル防止っていう、私、観点で質問するわ

けです。

それで、現状、このトラブル私の耳には入ってきてますが、推進課長のほうへトラブルの声っていうのは聞こえてきてはおりませんか、お願いします。

議長（滝沢寿美雄君） 青井町づくり推進課長。

町づくり推進課長（青井義和君） 大規模な部分に関してっていうものについては、トラブルといいますか、そういった中で地域住民さんとの説明がうまくなされない部分であるとかっていうようなことをお聞きしておりますし、またそういった中で、私どものほうも指導というわけではございませんけれども、そういったお話を伺うっていうことはありますけれども、今、議員さんおっしゃられた、小規模の部分については、私のほうは直接はそういったものについては聞いておりません。

議長（滝沢寿美雄君） 5番、西藤 努君。

5番（西藤 努君） その方に言わせますと、余り親身とは感じなかったということで、やっぱり民事ですから行政がどこまで関与するのかっていうのは問題ありますので、指導、緩やかな指導ぐらいのものしかできないんじゃないのとは言っておいたのですが、やはりこれも数がだんだんふえれば、それも引き続いて起きることですので、やっぱり規制等は今ありませんので、これは何らかの形でやっぱり制度化しておくべきだと思います。

東御市も、この3月に、やっぱり規制がない、だけど、それを網羅した部分を検討するというふうな答弁出てますので、立科町も、やはりこれからふえるですから、ふえるにつきまして、やっぱり住民の環境、立科町の環境もそうですし住民の生活等を守るっていうところで、やっぱり何らかの形の具体的な、また太陽光に特化したものでもいいですので、その辺を真剣に検討してもらいたいと思います。

それで、もう一つ、青井課長のほうに伺います。太陽光の補助金っていうのはことしの3月で終了したのかなと思っております。現状やってるのは、立科町独自でやってるんだろうということです。ということは、姿勢はやっぱり推進の姿勢ですので、そのときに、ふえる部分で、一般家庭っていうのはほんとに規模が小さいですからよろしいですが、やっぱりCO₂を削減してるんです。CO₂を削減してる、それでカーボンオフセットみないなのありますので、CO₂を削減する量っていうのがやっぱり年間すごい大きいと思いますので、この部分を何かこういうふうに活用できないか、CO₂の削減の量を何か活用できないかっていうことは考えた部分、検討したようなところはありませんでしょうか。青井課長、お願いします。

議長（滝沢寿美雄君） 青井町づくり推進課長。

町づくり推進課長（青井義和君） 太陽光の関係の補助金、この3月いっぱい国補助金っていうものは終了ということになっております。私、町のほうの中でも、こういった地域の限られた資源を生かしたそういったエネルギー政策ということで、今年度も引き続き、一般住宅用のそういった太陽光発電の施設の設置については補助制度という

ものを継続させていただいておりますし、現在のところも本年度に入りまして11件ほどの申請は来ております。

CO₂の削減、またそういったカーボンオフセット等についてということでありませうけれども、CO₂の削減、カーボンオフセット等につきましては、そういった条件等について私もちょっと詳しいところを今手持ちにありませんけれども、以前、権現の湯の関係では、そういった施設の中でヒートポンプの中でCO₂削減というような形の中で、国のほうからそういったものの補助といいますか見返りの部分をいただいていたというようなこともあります。

ただ、太陽光発電、それぞれの家庭の、個人の集合体でのCO₂のということは、ちょっと考え、私のほうも今思い浮かびませんが、それも含めて少し研究をしていきたいと思っております。

議長（滝沢寿美雄君） 5番、西藤 努君。

5番（西藤 努君） 答弁ありがとうございました。いずれにしても、やはり、これはふえる、設置しようと、一般家庭は問はないんですが、やはり遊休荒廃地、また松並木にもそのような話が出てくるだろうと予想はありますので、やはり荒廃してる部分、ある程度の面積があれば、やっぱり地主やなんかは進められるし、どうですかというふうなそういう話も行きますので、やっぱり、簡単に、ああいいよってこういうふうになったがゆえに、今回もちょっとこういうごちゃごちゃしてますので、やっぱりそういうのもしっかりと規制と、というふうに見えるようにして、それを勉強した中で、見えた中で、読んだ中で、その地権者が自分のところをこういうふうにご利用できるに対して少しのアドバイスのものにもなってほしいと思っておりますので、やっぱりこれは具体的に検討して、新たに姿勢等をつくっていただきたいと思いますので、お願いしまして、1問目はこれで質問を終わります。

それでは、第2の質問をします。空き家調査と対応状況について伺います。

5年ごとに行う総務省調査の住宅・土地統計では、全国に約760万戸の空き家があり、その数は年々増加してるとの結果であります。原因は、過疎化、高齢化、核家族化、少子化、未婚者増等々、多岐に指摘されておりますが、放置できない状況となつてると言われています。

そんな現状から、国は、今国会に空き家等対策の推進に関する特別措置法の法案を提出する方向のようです。自治体に立ち入り調査権、撤去修繕命令権、強制撤去の行政代執行を認めております。建築基準法第8条は所有者の維持保全を定めており、第10条は保安上危険な建築物等に対する措置で行政対応を定めております。第10条は諸問題が絡んでくることから、積極的に対応はしてない状況のようです。しかし、県内でも空き家管理条例を制定し運用を図ってる自治体もありますが、近い将来、当町も対策の必要に迫られる状況がやってくると考えることから、以下3点について伺うものです。

第1として、観光地域、里地域の現状はどのようになっているのか、また基準を設けた分類はされているのか、把握状況を伺います。また、税制面での問題発生、解決はどのような状況にあるのか、伺います。

第2として、空き家所有者と話し合い等は持たれていると思いますが、意識、課題はどのような状況にありますか。所有者の問題解消はどのような指導を行っているのか、具体的に伺います。また、建築基準法第8条、第10条に対して、町の対応状況はどのようになっているのか、伺います。

第3として、空き家対策には利用促進と撤去の2つの方法があると言われておりますが、それぞれに複雑な問題が絡み容易ではないと思います。しかし、近い将来、確実に切迫する事態を想定した場合、調査研究の必要を考えますが、現状をどのように評価し、また今後、条例等の方向性は検討されるのか、伺います。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。小宮山町長、登壇の上、願います。

町長（小宮山和幸君） お答えします。

少子高齢化に伴います人口減少や核家族化、ライフスタイルの変化、相続人がそのまま放っておくというような理由によりまして、空き家が増加しております。全国では、議員ご指摘のとおり757万戸と言われておるようです。

当町でも例外ではなく、町民共有の財産であり、これまで守られてきました白樺高原の観光地及び町内各地で空き家の増加が見られております。平成21年に実施しました地域担当職員によります調査では118軒が確認をされております。また、本年5月から空き家バンク登録のために情報収集を実施しておりますが、空き家自体は増加しているのではないのでしょうか。また、ことしも固定資産税納付書の発送にあわせまして空き家情報を収集しているところでございます。

空き家がふえるということは、老朽化による倒壊の危険また不法侵入による治安の悪化といった問題が起きかねません。地域の安心・安全及び生活環境の確保ができなくなってくるわけであります。また、空き家になるということは、住民が減ることによってでございます。これによりまして、地域の活力が下がってしましまして、自治の維持にも影響が出てくるのではないかと考えてます。

ご質問の実態把握の現状、また所有者の意識、課題、相談等の状況、方向性の検討につきましては、詳細は担当課長からお答えさせていただきます。よろしく願います。

議長（滝沢寿美雄君） 笹井総務課長。

総務課長（笹井恒翁君） それでは、私のほうからご質問の内容について説明をさせていただきます。

まず、観光地域、里地域の実態把握の現状でございますけれども、個人資産である

というようなこともございまして、特に詳細な調査は現状してございません、ということをお願いをしたいと思っております。

また、税制面での問題というふうにもご質問いただいておりますけれども、特に、空き家であるから固定資産税等云々ということは特にはございません。持ち主の姿勢の問題かというふうに思っております。

それから、状況は、先ほど町長が申しあげましたように、だんだんふえているというふうにも私も実感をしているところです。

それから、次に、所有者の意識と課題はどうかと、相談状況はどうかということでございます。

所有者の現在の状況、考え方等それぞれ違うと、おのおのであるというようなことで、一概には言えないかと思っておりますけれども、相続などは町が関与できる、解決できない部分であるということもございまして、自分自身での維持管理する条件が整わないということが大きな要因なのかなというふうに思っております。

また、移住などで、借りたいとか購入したいと、こういう問い合わせは現状あるようでございますが、その逆の貸したい、売りたいと、こういうケースはほとんど掘り起こしをしない限りないという現状でございます。

それから、最後に現状施策の状況と評価ということでございます。

現在は、産業振興室のほうで移住交流の分野からも情報の整理をしております。町では、その中で空き家情報登録制度によりまして、町民と都市住民の交流拡大、定住促進、地域の活性化というようなことでやっているのが現状でございます。空き家バンク制度をやっておりますが、全町にわたり登録ができる物件の情報の収集、内容の充実を図っているところでございます。

収集した情報の中で、危険な物件等につきましては、今後、改善に向けての啓発など何らかの働きかけは必要かなというふうに考えております。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） 5番、西藤 努君。

5番（西藤 努君） ただいま町長から、平成21年度の空き家の調査、118軒というふうにとータルでおっしゃられたわけですが、やっぱりどこのデータ見ても、割かし観光の別荘地を抜いているんですが、当町はやっぱり一体化になってますので、観光地と里地区の分けた調査した数字っていうのはお持ちでしょうか。

議長（滝沢寿美雄君） 笹井総務課長。

総務課長（笹井恒翁君） 里地区、山地区っていいですか、立科地区のほうの区分は承知をしております。

議長（滝沢寿美雄君） 5番、西藤 努君。

5番（西藤 努君） これは、やっぱり調査はしなきゃいけないのかなと思います。

現在、空き家の管理条例つくって、ことしから検討してるとこの松本とか長野市で

すか、ありますが、茅野市も今年度調査を始めるということで、推定で1,000軒あるだろうというふうな推定してあります。

それで、近隣ですが、近隣で長和町さん、空き家管理条例制定してやっております。それで、長和町さんの空き家率、これ見ますと、やっぱり長和町は23%っていう数字なんです。長野県が19%、全国が13%っていう公表数字です。それで、長和町さん23%っていうのは非常に驚異的な数字でありますので、しっかりとその条例を制定して対応していくんだということだと思います。

それで、廃屋っていうか、空き家はどんどんふえますから、やはり、これの、いろんな空き家条例つくって法令的にもきちっとやるんですが、現実に強制執行して壊すんだというふうなものは、やっぱり民事がかかりますから非常に慎重で、所沢市が当初のこの条例をつくったのはトップだそうです。平成10年、トップにやっただと。それで、そこで1軒か2軒やったんだけど、やっぱりすごく大変であったと。その背景は、民法の第1条の第1項っていうのに、私権、持ってる、私権は公共の福祉に従うというふうな条項になってるんです。それで、公共の福祉っていう場合にどのように捉えたらいいのか、ちょっと私的には難しく思っております。したがって、その家が公共的な道路に倒れちゃうとか隣に寄りかかっちゃうとか、何かがあってそういう危険な状態が甚だしいがゆえに、公共の福祉が上回るというふうなふうに定義されているのかなと思います。

町長、その公共の福祉っていう部分、どのようなちょっとお考えをお持ちか、よろしいですか、お願いします。

議長（滝沢寿美雄君） 小宮山町長。

町長（小宮山和幸君） 法律的なことは詳しく存じませんので、感覚の程度でお話ししますと、公共の福祉ですから他人に迷惑がかかるような場面、危険が及ぼすような場面でしょうか。それ以外になりますと、やっぱり個々の問題になってしまうのかな。あくまでも、そういった公の目で見ると迷惑のかかる、危害が及ぼすというところに尽きるのかなというふうに思いますが、法律的なことはもう少し勉強してからご解答させていただきます。

議長（滝沢寿美雄君） 5番、西藤 努君。

5番（西藤 努君） 私もそうだと思って、要するに法律は一般常識を文言にしてその積み上げみたいなのところがありますから、一般、誰が見ても誰が考えてもっていうような部分が法令化されて、難しい文言は使ってますが、要約すれば、やっぱり常識の、社会的に守らなきゃいけない一般常識のものかなっていうふうに解釈はしております。

しかし、法令でそういうふうに決まっている以上、やっぱり、私も含めて国民としてそれを守らなきゃいけないっていうものはありますが、そのときに、やっぱりこれからのこと言ってますが、私の住んでる地域にも、もういつ倒れるかわかんないとか危ないところあります。それで、町長も、役場へ登庁風景でちょっと危ないところを目に

してると思います。ああいうところが、それは個人のものですから、困るなっていうぐらいで日々は終わってるんですが、しかしその両隣はやっぱりあんまりいい気持ちじゃないな。でも、そういうのを指導する、やっぱり勧告するとかっていうことはやらなきゃいけないのかな。あのまま放置しとくと、完全にひっくり返ったり、前のめりしたり、隣へ寄りかかったり、これがすぐではないがゆえに、やっぱり、ちょっとこういうふうの後回しに対応しちゃうというところを感じますので、その辺はやっぱりある程度気を使った観察っていうのは必要かなと思っております。

それで、もう一点お聞きします。

建築基準法第10条にあります強制執行の場合、これから、多分10年か15年後にはそういう場面出ると思いますが、強制執行をここにした場合に、する側、この建築基準法を見ますと特定行政庁っていう部分があるんです。特定行政庁っていうのは、やっぱり認められた政令都市またそういう部分が認められたところの行政が、自動的に特定行政庁。したがって、そこが強制執行できるっていうんです。そういう形になっております。

だから、当町は、それに当てはまるのか、違うのかっていうのはどうでしょう、その辺。そうでなければ、町が強制執行っていうのはできないんだろうと思いますので、この辺もしわかりましたら、わからなかったら後で結構です、また教えてもらえば。

議長（滝沢寿美雄君） 誰か、答えられる方います。

5番（西藤 努君） 第10条でうたわれておりますので、また、じゃあ調べてください。これは、えらい、あした、きょう必要っていうものではありませんので、事前に、やはり私も知っておきたいし、わかんなかったらいい機会ですので、ちょっとやっぱりお互いに共通認識しておきたいなと思います。強制代執行の指定っていうか、その認定される部分が、行政が、特定行政庁っていうんですって。だから、非常に、初めて私も聞いたのでちょっと調べてみたら、建築基準法の第10条に載っております。

それで、今後、空き家の対策ですが、総務課長の見解では、その意識の問題っていうことを言われました。確かに、一義的には意識なんです。多分、聞けば、やっぱり壊すと、何か固定資産税がガラッと変わるっていうんです。そういうことはありませんか、6倍になっちゃうとか。

今、家があるから固定資産税が特例としてすごくこういうふう到低くされてるのか。更地にしちゃうとその特典がなくなって4倍だか6倍になっちゃうと、だから壊さねえというふうなことが言われているようです。だから、そこを所有者は知っててやってるかは、それはわかりません。ですが、ほんとに、それはもうその所有者の財政的な問題になりますので、やっぱりその辺も、今、例えば1年後とか半年後って起きる出来事ではないとは思いますが、やはりその備えっていうのはしとかなくちゃいけないので、そういう指導っていう部分、指導するときにそういう部分、いわゆる税制の部分もやっぱりアドバイスできる部分があればやってもらいたいと思うんです。

それから、登記が書きかえられていない、いわゆる相続がされてない。相続されてなくて、だんだんわかんなくなって、もう手も足も出せないという状況もあるようです。

それから、一番は費用です。大体、撤去するに100万から、平均的な家で200万かかるって言ってますから、それが結構大きなネックってということで、補助金で応援している自治体もありますので、この辺、空き家がふえるんだけど、やっぱりそれを防ぐってことは大変にしても、管理を適正に行うための指導とかというものに対して、人任せというか所有者任せじゃなくて、行政としても見回りの中でよっぽどもうひどいところはやっぱりやるべきだと思いますが、その辺の見解いかがでしょう。

議長（滝沢寿美雄君） 笹井総務課長。

総務課長（笹井恒翁君） そうですね。いろんなケースがあろうかと思いますが、その中に指導できるような状況がつかればいいんですが、空き家になる理由自体がさまざまだと思います。後継者がいないとかどっかへ出てるとかいろいろな状況の中で、それから今議員さん言われたように、登記ですとか相続、それから取り壊す費用等、それぞれ皆さんいろいろな状況を抱えてる中での状況だと思いますので、そこに指導といいますか助言というか、するのはなかなか難しい。相談に来ていただければ、どういう状況ですかということになろうかと思いますが、率先して町側から入っていくのはなかなか難しいのではないかなというふうに考えております。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） 5番、西藤 努君。

5番（西藤 努君） 個人の資産でございますから、非常に対応っていうのは難しいとは思いますが、やっぱり、年々、住まない家っていうのはどんどんふえていくとともに、もうどんどん古くなって、風が通らない、そのうちにもう朽ち果ててくるというふうな状況がもう見えますので、やっぱり、それになったときに相談に来るの待ってるっつうわけにもいかないような気がするで、それまで、我が町は32%高齢化率、ちょっと話に出ましたので、やっぱり高齢化なればなるほど処理が難しくなると思いますので、その辺、改めてまた何かの部分でちょっと真剣にこういうふうに見直しを検討してみる機会を設けていただきたいなと思っております。

以上で、空き家に対しては質問終わります。

次に、第3の質問をします。小中高、児童生徒のネットいじめ、現状と対応について伺います。

平成23年、大津市で起きたいじめによる自殺事件は大きな契機となり、平成25年9月、いじめ防止対策推進法が施行されました。いじめ定義、学校の対処方法の明確化、重大事態への対処指針等、学校や行政等の責務を規定した法律であります。

施行後、定義が変更された影響から、件数、認知とも増加となりましたが、潜在的にはまだあるとの指摘の声もあります。

また、インターネットを利用したネットトラブルといじめが急増しており、県委託調査機関は、県内小中高保護者からの相談件数が、昨年度223件となり、前年度の3倍に急増した結果を報道しております。

原因調査と対策は急がれてると考えますことから、4点について伺います。

まず、1点として、調査機関では小学生にネットできる携帯ゲーム機が普及したことによる相談が大幅に増加したとっております。中高生では、無料通信アプリケーションLINE関係の相談が目立つとしており、相談の50%がいじめ関係を占めてる結果です。このような状況から、町はネットトラブルといじめの被害状況を調査しているのか、対応はどのようにされているのか、伺います。

2つ目として、IT技術の進歩は情報社会を大きく変え、また子供たちはその機能を簡単に習得してしまいます。大人は追いつけていけない状況があり、大人が考えた便利な機能がその機能に翻弄されている現実もあります。実態を把握し、効果的な対策は責務と考えることから、小中高児童生徒の携帯電話、スマートフォンの保持調査と利用方法の啓発、保護者の相談状況はどのように把握してるのか、またその対応の効果はどのようになっているのか、伺います。

3つ目として、保護者に隠れてネットを使える環境が広がってるとの指摘もありますことから、ネットパトロールの現状と対応について、伺います。

4番目として、いじめの訴えは本人からが一番多く、次に担任が発見、次に保護者となっており、周囲の生徒たちからの訴えは少ない状況であります。アンケートの定期的実施、周囲の生徒が情報提供のしやすい学級づくり、保護者との情報共有等さまざまな情報把握が必要です。生徒、保護者への相談窓口は周知されており機敏に対応できる体制はとられているのか、また生徒会での取り組みは何かされているのか、伺います。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。小宮山町長、登壇の上、願います。

町長（小宮山和幸君） お答えします。

西藤議員さんが今おっしゃってる件は、一般社団法人セーフティネット総合研究所の、保護者等が相談をした件数のことかなというふうに思っております。この数字については、県の担当者のほうでは、相談のしやすい環境が整ったせいでふえてるのではないかというふうに分析してるようでございます。

しかし、その中で気になるのが内容でございます。ネット接続のできる携帯ゲーム機が小学生に普及したことで小学生の保護者からの相談が大幅に増加していること、中高生では、無料のアプリケーションLINEですとか、関係の相談が目立つことであります。子供たちがソーシャルネットワークサービスの世界で何をしているかという、まずゲーム、次が動画サイト、そしてLINEであります。

ネットいじめでは具体的に何をするかというと、友人の悪口を言って盛り上がった、気に入らない相手を強制的に退会をさせたり、見られたくない写真を撮ってアップをすとか、チェーンメールにするなどといういじめがあるようでございます。いじめの実態とそれから専門家の言によりますと、ネットの世界で問題を起こす子供も大人も共通して言えることは、想像性の欠如だと言われているようでございます。つまり、それをしたらどうなるかが見えていないことが問題でありますとしております。

お尋ねの現状と対応の詳細につきましては、担当のほうからお答えさせていただきます。

議長（滝沢寿美雄君） 宮坂教育次長。

教育次長（宮坂 晃君） お答えをいたします。

最初の質問でございますけれども、町独自では調査はしておりません。ただし、それぞれの学校では、学校ごとに定期的に、また随時アンケートをとっております。その結果につきましては、学校のほうからは私ども教育委員会のほうに月例報告等で上がってきますので、把握はしております。なお、このアンケートについては、中学校では既に4月に実施済みでございます。

2つ目の質問でございますが、携帯やスマホの所有率を学校でとってるかということでございますけれども、中学校のほうでは5月に実施をいたしました。また、生徒、保護者等の啓発についてでございますけれども、4月には警察の専門家の方に来ていただいて、生徒向けには講演会を実施してあります。中学のほうでは、先ほどのアンケートの結果を受けて、家庭向けの通信で啓発を行う予定だというふうにお聞きをしております。

小学校のほうではとってありませんけれども、去年は校長先生による啓発の学校だよりを2通出していただきました。

3つ目の質問でございますけれども、学校ネットパトロール事業というのが、ことしから県の教学指導課心の支援室が主体となって始めました。インターネットを介した犯罪やネットいじめの被害から生徒を守るために、いわゆる学校非公式サイト、学校裏サイトというやつですけれども、これを監視をするということでございます。

具体的には、業者を委託をしまして、県内全ての公立高等学校、公立小中学校の学校裏サイトの検索、監視、削除の依頼等をするということでございます。また、緊急性の高いものにつきましては、警察への通報も行うということでもあります。

万が一、対応が必要とされた事案が発生した場合には、検索及び監視結果が学校とそれからおのおのの所管する教育委員会のほうに報告が来ることになっております。いただいた教育委員会のほうは、学校にそれなりの指導をするということになってるわけですけれども、今のところ、立科町では該当する事案は伺っておりません。

4つ目の質問でございますけれども、中学校のほうでは、これまでいじめ対策不登校対策委員会というのが、空き教室を利用して生徒の相談業務に当たっております。

また、校長先生が悩み事があったらいつでも校長室へ来なさいということで、最近では高校も中学校も小学校もそうですけれども、校長先生、昔、戸を閉めて執務をしてたんですが、最近ではもう戸をわざとあけて、生徒が入りやすい環境づくりをしているところでございます。

先ほど議員さんもおっしゃられましたように、国の方針に従いまして、どちらかというと学校というのは自己完結しがちな組織でありますから、いじめの問題につきましても外部の方を入れなさいということで、今、小学校でも中学校でも外部の方を入れたいじめ対策の組織をつくってる最中でございます。

それで、各学校ごとにいじめ防止等のための基本的な方針をつくって、教育委員会もつくらなきゃいけないんですけども、これ、ホームページで公開して保護者に周知なさいというふうになっていきますので、目下のところ取り組んでいる最中でございます。

なお、私、以前にも議員さんの質問にお答えする形で申し上げて、ちょっと私見も入りますけれども、このソーシャルネットワークサービスというのは、実は私も大人が子供のころにはなかった新しい世界です。これを親の方がよく理解しないと、風土病が蔓延する国に予防注射をしないで子供を行かせるようなものだと思います。ぜひ、親の方が、まず最初に、利便性もあるしそれから危険性もありますので、これをまず理解してもらおうということで、携帯等を与える場合には、親が必ずルールを結びましょうというようなことを今やってるわけですけども、その携帯はあなたの物じゃないよと、お父さん、お母さんの物だよと、お金はお父さん、お母さんが払ってるでしょうと、あるいは携帯は人をいじめるためじゃなくて人を喜ばせるというか人のためになるように使いなさいというようなルールづくりをするというようなことが、今、運動として進んでいます。

よく、子供がせがまれると、みんな持ってるからと言いますが、実はそのみんなってというのは自分のお友達1人だったりするわけです。実際には、所有率ってというのはそんなに高くはありません。

今、高校のことも聞かれましたので、高校は管轄外ですけども、高校についてもお話を申し上げますと、ネットにかかわる問題は高校では非常に今大事ですので、高校生は携帯、スマホはほとんど全員が持ってますので、PTA総会等でまず保護者に啓発活動をしますし、毎年生徒には注意喚起をする、先ほど中学校がやったような警察の方を呼んで1時間授業をやります。それから、スマホ等の所持率も、これ、1年生入ったときに必ずとります。これも中学校と同じですけども、空き教室1室を設けて、いじめ、蓼科高校の場合は生徒相談いじめ対策委員会と称しますが、この先生が常駐して生徒の相談相手に乗るというふうになっております。

以上でございます。

議長（滝沢寿美雄君） 5番、西藤 努君。

5 番（西藤 努君） 次長の説明で、大体、現状把握できました。

いじめって部分、ネットもそうですが、ネットの部分が新しいいじめの形態としてネットが出てきているという認識の中で、先ほど基本方針みたいなのを定めなさいという事で、蓼高は定めてありますね。あと、小中はこれからっていう話です。これは、ぜひ、それで基本方針でそれに沿っていろいろやってもらえばいいんですが、これちょっと調べていったら、高森町の高森中学校の生徒会が自分たちから率先してそういう活動に、生徒会ですよ、それで何とか憲章っていうのを名前をつけて、やっぱり活動したんです。

議長（滝沢寿美雄君） 西藤議員、時間になりましたので終了してください。

5 番（西藤 努君） 申しわけありません。また、次回、質問させていただきます。尻切れとんぼで済みません。じゃあ、質問終わります。

議長（滝沢寿美雄君） それと、先ほどの、西藤議員、建築基準法第10条なんですけど、迷惑をかけそうな建物に対して、解体、改修、補強を日数の猶予を持って勧告する措置ができるという内容です。強制執行等々の内容ではございません。もう一度ちょっとよく調べてみてください。

5 番（西藤 努君） はい。

議長（滝沢寿美雄君） これで、5 番、西藤 努君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了とします。これで散会します。お疲れさまでした。

（午後 4 時 10 分 散会）